

第十六回国会 大蔵委員会 議録 第十三号

昭和二十八年七月二日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

- 委員長 千葉 三郎君
- 理事 淺香 忠雄君 理事 吉米地英俊君
- 理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君
- 理事 佐藤 次郎君 理事 井上 良二君
- 理事 島村 一郎君

- 有田 二郎君 宇都宮 徳馬君
- 大平 正芳君 黒金 泰美君
- 藤枝 泉介君 宮原 幸三郎君
- 福田 繁芳君 本名 武君
- 小川 豊明君 久保田 鶴松君
- 春日 一幸君 平岡 忠次郎君
- 福田 越夫君

出席政府委員

- 大蔵事務官(主計局法規課長) 白石 正雄君
- 大蔵事務官(管財局長) 阪田 泰二君
- 大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君
- 大蔵事務官(為替局長) 東条 猛彦君
- 食糧庁長官 前谷 重夫君

- 委員外の出席者
- 国民金融公庫總裁 櫛田 光男君
- 参考人(信用金庫協会常務理事) 安武 善藏君
- 参考人(東京信用協同組合会長) 佐々田 三郎君

- 参考人(全国相互金融協会副理事長) 宮本 平八郎君
- 参考人(全国金融業団体連合会会長) 篠塚 長太郎君

七月二日 専門員 椎木 文也君 専門員 黒田 久太君

委員小西寅松君辞任につき、その補欠として大上司君が議長の名指で委員に選任された。

七月一日 印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号) 同月一日

石油関税の減免措置延期に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第二二〇八号) 同(佐藤虎次郎君紹介)(第二二〇九号) 同(福井勇君紹介)(第二二一〇号)

揮発油税軽減に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第二二一一号) 同(吉川久衛君紹介)(第二二一二号) 同(佐藤虎次郎君紹介)(第二二二三号) 同(福井勇君紹介)(第二二二四号)

協同組合に対する法人税撤廃に関する陳情書(全国漁業協同組合連合会会長理事木下辰雄)(第五二二一号) ジュナイ台風及び豪雨被害のため葉

たばこ収納代金の前渡金の早急なる支払に関する陳情書(鹿児島県議会議長田中茂穂)(第五九五号) ジュナイ台風及び豪雨被害に対する

農村課税の軽減並びに平衡交付金の増額に関する陳情書(鹿児島県議會議長田中茂穂)(第五九六号) を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

委員派遣承認要求に関する件 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号) 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出第一二二号) 塩業組合法案(内閣提出第一二二号) 信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案(内閣提出第一四四号)(参議院送付) 一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出第三四号) 昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

金管理法案(内閣提出第五五五号)(参議院送付) 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇七号)

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第七一一号) 食糧管理特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第八三三号) 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四四号)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号) 昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣提出第九七七号)

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号) 設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号) 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号) 社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八八号)(予)

相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四四号) 信用保証協合法案(内閣提出第一二五五号) 中小金融及び類似金融対策に関する件

○千葉委員長 これより会議を開きます。本日の日程に掲げました国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案外二十法案を一括議題として質疑を行います。質

疑は通告順によつてこれを許します。本名君。

○本名委員 国民金融公庫の改正案に對する二、三の点について、お伺いしたいと思ひます。

その前にたゞ、で恐縮であります。銀行局長がいらつしやるので、ちよつと関連してお伺ひいたします。先日私は局長から、今日巷間まことにやかましく伝えられるところの株式相互金融の問題、あるいは一般にいわれるやみ金融について伺ひました。新聞の報ずるところによりますと、警視庁の手が業界に入つたという。これに對して大蔵省は何ら関与してないことを伺つたのですが、警告のみであるということでした。これも私仄聞の一步進んだ程度で申訳ないと思ひますが、しかしいやくも伝わるころは、どこかに火があるのではないかと申うのでお聞きするのですが、かなり大蔵省と密接な関係を持つて、盛んに捜査をされているということを知りたいのです。そういう事実があるかないか、もう一度念のために伺うと同時に、私はその問題を今取上げてどうしようというのではありませんが、要するに今日の中小企業、零細企業の金融の逼迫したときに、指導機関であり、監督機関である大蔵省が、手をこまねいておいて、いたずらに行政措置の欠陥と申しますか、失礼な言葉ですが、怠慢を司法権の発動によつてカバーするというような感じを与えることは、今日の金融、特に零細金融の状況から考え

まして、非常に残念だと思つたので。それらについて、先ほど申し上げました警視庁との連絡の有無並びにそれらの、いわゆる行政権と司法権の行使に對するお考えをちよつとお伺いいたします。

○河野(通)政府委員 先般も本名委員の御質問にお答え申し上げたのでありますが、数日前に三、四の会社の検査を、警視庁でありましたか、国警でありましたか、いたしたことを新聞で見ました。これらの問題につきましては、先般来申し上げておりますように、私どもとしては、いろいろ情報は持つておりますが、検査をいたしてみせないと、確実な証拠となるものをつかみ得ないわけでありませぬ。従いまして、先般検査されて来ております会社につきましては、検査はいまだかつて実施をいたしておりませんので、私どももいたしましてそれが行政違反であるか、あるいは商法違反であるかといったような点につきましては、國警なり警視庁なりの方面へ連絡すべき何らの材料を持つておらぬ。情報程度は持つておりますけれども、私どもが自信を持つて連絡すべきものを持つておらぬ、こういう事情になつております。今もお話がございましたように、金融行政当局がゆるふんで、そのために結局この資料を司法当局、あるいは檢察当局の方へ預けておくという御批判でありませぬ。これは、まったく独立におのおのその職責に従つて行われているのでありまして、金融行政の立場から今般ああいう措置をとりましたにつきましては、これは当大蔵委員会の各委員の御意見も十分に伺つた上で、その措置

をいたしたつもりであります。もつともその措置は、これで警告にとどめてほつておくというのではないのであります。私どももいたしましては、今後改善されなければ嚴重なる行政上の措置をとるといふことは、はつきり決意をいたしております。ただ遺憾ながら、私どもも最近聞くところによりまして、この私どもの措置を逆用いたしまして、大蔵省は腰が砕けたというようなことをいろいろ印刷物で申しておられるような事実が私どもの耳に入つております。これはまことに遺憾なことでありまして、そういうつたようなことを適用するようなことは、私どものせつかくの配慮を無に無にする——無にするところではない、マイナスにするところであると考えて、非常に遺憾だと思つておりますが、これらにつきましては、さらに事務的に改善の跡があるかないかを確かめた上で、改善せられておらぬようでありましたら、何とか措置をとるつもりであります。なお警告を発し、聴聞いたしました事項につきましては、私どもははつきり法令違反の証拠を持つておりますから、これらにつきましては、しかるべき方法で檢察当局に連絡をいたすつもりであります。

○本名委員 私はその問題を取上げてどうしようというところではないのでありますが、要するに今日提案されておる国民金融公庫法、また今後出されるであろう金融公庫法、あるいはまた出されておる中小企業、零細企業に対する金融、あるいは庶民大衆の金融等に対するいろいろの政府の施策というものは、いたずらに今日の民間金融、あるいは今問題になつておるそれらの金融機関を抑圧した

り、押えつけるということだけによつて円滑に行くことではなからうと思つて。極端に申し上げれば、いくら押えても押え切れないというのが、今日の金融事情だらうと思つて。そこで私は、国民金融公庫の總裁にお伺いしたいのですが、こういうような状態に置かれておられますときに、このたびの公庫法の一部改正は、まことに適切な処置であらうと考えられます。そこで具体的に一、二のことについて伺いたいのですが、今度の改正案では、従たる事務所を設置する制限を撤廃することになつておられますが、この従たる事務所の規定を撤廃いたすというからには、一応そういう事務所の設置の御計画があつてしかるべきだと思つておられますが、その計画があれば、地名は必要ございませんが、大体何箇所くらい従たる事務所を設置される御意思があるか。さらにまた進んで、代理所のようなものを今後増設される計画があれば、その数等をお知らせいただきたいと思います。

それからその次に、従たる事務所、あるいは代理所を設置するにつきましても、何か設置条件といふものか、要素といふものか、そういうつたことに制限、あるいは規定といふものがあるのかないのか、これを一つ伺いたいと思つておられます。以上二点についてとりあえず御答弁願います。

○楠田説明員 お答え申し上げます。支所の設置につきましては、このたびの制限を撤廃いたしましたので、大蔵大臣の認可によりまして、増設することのできるようにはおとらへはからい願いたいと存じておりますが、この支所の設置につきましては、実はたいだいまの状況が東京、福岡、北海道を除きましては、各府県に一つずつということになつております。ところが大体いろいろの事情からいたしまして、府県庁所在地にこれを設置いたしましたのであります。府県庁所在地では、必ずしもその地方の経済状況とは一致いたしておりません。経済上の中心地が、府県庁所在地以外にあるようなところが多いのであります。多いと申しますか、少くございませぬ。そういう関係からいたしまして、また私どもの仕事は、広く国民大衆全般の方々に對しまして、地域的にも漏れなくサービスをしたといふたような事柄からいたしまして、できるだけ広く支所を設けたいという意思を持つておるのでございませぬが、他方予算上の問題、たとえば不動産取得の關係とか、これは全部国会で御承認を得た金額を越えることはできません。それからさらにまた人員の關係でございませぬが、一支所をつくりましますと、どうしても二十人見当の増員を必要といたすわけでありませぬ。また同時にその人の關係からいたしまして、どなたでもできるという仕事ではございませぬので、自然予算の制度上、あるいはその人員上、急激に店をつくるというわけには参りませぬので、さしあたり私どももいたしましては、一兩年の間に十くらいはふやす必要があるのではないかと存じておりますが、いろいろのことを考えまして、現在のところは大体五つくらいにとどまるのではないかと。本年度におきましては、五つくらいといったような見当になるのではないかと。

この予算上の措置であります。現在

在の予算として提案いたされております中には、その費用は全然盛り込まれておりませぬ。ただ若干の予備費がございませぬので、その予備費をとりくずすことによりまして、適當な場所に、また適當な事務所その他の設置が可能になるに伴ひまして、できるだけ早く支所をつくつて行きたい、かように考えております。

それから代理所の点でございませぬが、代理所は現在五百六十ございませぬ。銀行關係におきましては、相互銀行が百三十九、信用金庫が三百八十三、信用組合が十八、そこで代理所でありませぬが、私どももいたしましては、店の数が少い關係からいたしまして、できる限り代理所を活用いたしたいと存じております。ただこの代理所につきましましては、その規模なり、それから同時に、その代理所におきまして、私どももがいたしまして同じような仕事をやつていただかなければならぬのでありますので、その能力上なかなか思うにまかせない点がございますが、できるだけ連絡をとり、またお互いに協働いたしまして、できる限りこれをふやしたい、これは四年前と比較しますと、実は倍近くふやしたわけでありませぬ。また資金の点におきましては、公庫資金の四割見当は代理所の方にまわしまして、広く地方的な需要に感じたい、かように考えております。御了承願います。

○本名委員 今日状況では、先ほどの株主相互金融機関を初めとして、いわゆる民間金融機関が全国至る所にその手を広げております。手を広げていると申すよりも、一般庶民大衆は資金に渴望している關係上、それを利用し



らに簡略にすることがありますれば、どん／＼改めて参りたいと思つておるのであります。せつかく研究中でありますので、御了承願ひたいのであります。

それから期間の点であります。先ほども申しましたように、初めてお取引をお願いするお客さんでありますので、いろいろ事情をお伺いし、また私もから実地に参りまして、いろいろ現場を見させていたたいてからお取引を願うということになりますので、どうしても期間が多少かかつて参ります。ここでまず御了解願ひたいことがあるのでございますが、それは人手の関係でございます。現在公庫の職員は全体で千三百三十人でございます。それで現在の貸付の残高が直接関係でもつて約十二万件でございます。そして毎月申込みの大体二万件ほどのものを処理いたしております。ところがたとえれば銀行関係等を見ますと、八十四行でありますか、この銀行全体で店が数千あるかと思ひます。そこで取引先が何件あるかというごとを日銀の統計で調べてみますと、八十万に達しないのであります。貸出先は一行平均一万になります。そういうことからいいたしまして、実は私ども人員の関係において非常に重さがかかつています。実際のところ、私どもも調査員の一日の処理件数が、普通の状態においては大体三件から四件が適量であると存じておりますが、勉強しておりますので、大体五件見当を一日に処理して何とか追いついて行つておる。それでただいまもちよつとお話ございましたが、当初はたいへん時間がかかつたのであります。時間のかかる理由にもう一つあります。

一つは、店の数が足りませんでしたために、各府県に一つという制約から、その支所の所在地の近所は早く行くのであります。遠隔地と申しますか、郡部の方からお申込みが参りますと、どうして出張して調査いたさなければならぬ。こういう場合におきまして、先ほど申し上げましたようにたいへんな件数に上つておるものでありますから、郡部の方の申込みがある程度まもりませんと、こちらから参りましても能率が上がらない、と申しますと語弊がありますが、そういう関係になります。一件、二件のために二日を費して一人の調査員が出かけるということでありまして、往ほど申し上げましたように、大体一人一日五件見当は処理しなければならぬというような現状になつております。郡部関係の方は、ある程度まもりましたときに出かけるというたようなことになりがちでありまして、そういう関係から地方の遠隔地の関係の方が遅れて来る、こういうことになりまして、たいへん恐縮に存じておるのであります。最近のところでは、全国平均をいたしてみますと、二月、三月、四月にかけては、処理日数の調査をやつてみたわけでありまして、平均いたしますと、大体一月という程度になつて参りましたが、間々三箇月かかつたとか、あるいはたとえば六箇月という例がございましたが、たいへん恐縮に存じます。これは特別な事情があつたのじやないかと存じます。後刻また具体的に、別な機会において御答弁させていただきます。月見当のところは、平均一箇月に平均でございますから、場所な

り、支所なり、あるいは遠隔地の事情、その他の関係でござはございますが、こぎ着けたように存じております。これもできるだけお客様に——やはり潮どきを逸しますと御迷惑がかかることであるから、できるだけ早くいたしたいというところは、かね／＼私どもも努力しておるところであります。今後とも努力いたしたいと思つておりますので、どうぞその辺の事情をよく御了解願ひまして、この上とも私ども努力いたしますことを、ここで申し上げておきたいと思ひます。

○本名委員 何か言訳をたくさん伺つたようでございますが、私どもの考えられることは、やはり抜いた所を多くするとか、人をふやして行くとか、貸出し手続を簡素化、迅速化して行くとか、これは経費その他の関係で非常に困難だ、思うようにできないと存じますが、これはできない、できなくて、政府としてはどうしてももつともつと積極的に、研究中なんと言つていられるうちに零細企業や庶民が参つていけるのです。一日も早くそういうような法律を出していただきたい。出さなければこつちから出してもいいと思ひます。それはともかくとして、今伺つておりますと、乙種は大体現状を維持する。私どもの希望としては、むしろ減らしたいと思ひますが、現状でけつこうです。資金源その他を強化されることによつて、甲種や特殊の方がふえるというところはあたりまえです。今後においても資金源をもつと確保いたしまして、一日も早く明朗なる国民金融公庫の本質を発揮できるように願ひいたします。一応私の質疑を終ります。

○佐藤(觀)委員 国民金融公庫につきまして、二、三の点について質問をしたいと思います。

今大衆がいかに金に困つておるかというところは、私どもは説明を聞かなくてもわかつておることでありまして、昨日、銀行協会の代表の方からいろいろ述べられました。これは決して大衆の要求するような資金を融通するという返答は一つもありません。そこで今度新しく設けられます中小企業金融公庫、国民金融公庫というものが非常な役割をして来るはずでありまして、一体今度の予算の関係で、予算が遅れまして暫定予算を組んだために、国民金融公庫にどのくらい影響しておるかについて、簡単な説明をお願いしたいのです。

第二点は、現在国民が要望しておる資金は何倍になつておるか。現在自分の方の資金と、それから国民が要求しておるのどのくらいの率になつておるか、これは簡単な数字でけつこうです。御答弁願ひたい。

それから最近貸倒れが相当あるが、回収状態はどんなになつておるかを梶田総裁にお説明願ひたいと存じます。

○梶田説明員 暫定予算時代にどのくらい仕事に困つたかということですが、資金的に申しまして、四、五、六の三箇月間に十八億の資金を資金運用部から拝借しまして、月平均六億ということになりました。また他方回収金が大体十四億見当ございましたので、大体において昨年見当のものは四、五、六において維持ができたのであります。多少の手詰まりを感じた程度であります。現在のところ十八億の新規資金をもちまして、とにかく一応仕事はできておるということをお申上げ

ておきます。

全体がどのくらいな需要になるかという問題であります。申込みに對しましては、現在は大体三割程度の貸出し金額でございます。件数の点から申しますと、大体五割に近いものができております。大体そういうような現状でございます。

それから回収の状況でございますが、これは一昨年の秋以来、全体的に経済状況が下向いて参つております。その影響をぼつ／＼と受けて参つておりました。最近に至りましては、回収の状況が多少悪くなりましたが、それでも期限経過六箇月というものが二割ちよつと越える程度であります。昨年は大體一・七割ぐらいでなかつたかと存じますが、今は二割二か三割の割合にありまして、全体の金融機関の状況等を顧みて見ますと、成績はよろしい方に存じております。これは一二年なり三年という月賦制度によつておりますところが相当効果的でありまして、それから大體においては、私どものお客様の大部分の人がまじめな方が多い、こういうことにはなつておるのではないかと存じております。さうな状況であります。

○佐藤(觀)委員 昨日島村委員から大蔵大臣に質問がありました。国民金融公庫の中でストをやつたということですが、これはわれ／＼は陽暇休職だと思つておりましたが、少くともこういうことには、待遇上の問題が相当あるのではないかと、銀行その他一般の比率より非常に安いのではないかと、居残りの問題も相当きゆうくつに考えられておるようでありまして、さういふ問題について、こういう関係者に

しては非常に待遇が悪いのではないかという意見があるわけであり、銀行などが今月給取りで一番待遇がいいといわれておりますが、それに比べて、国民金融公庫の職員が非常に安いという点を常々現場を見て感ずるわけであり、それが、そういう点について改善をする意思があるかどうか。

それから退職手当の問題も出ておりますが、これは銀行局長は知らぬかも知れませんが、国民金融公庫の職員の退職手当の問題について、どういいうような考えを持っておられるか。金融業に携わる人々にとつて生活の安定を必要とするには、退職金の給付も同じことである。最近税務署が国民の怨望的になつておりますけれども、少くとも待遇の問題になりますと、非常に低い点があるので、これは今一般の公務員が〇・五を要求するのはやむを得ない点があるのであります。こういう点について、一方的にこれを責めるのではなくて、この職員の待遇改善の問題について、銀行局長あるいは橋田総裁はどんなお考えを持っておられるか、この点を御説明願いたいと思つております。

○橋田説明員 職員の待遇改善の問題であり、金融をいたしてあります立場から申しても、できるだけその待遇を改善したいということ、私はかね／＼からの念願でありまして、今までも努力をいたして参りましたし、また今後も努力するつもりであります。現状を御参考までに申し上げてみたいと存じます。昨年の五月末までは、御承知のように公庫の職員は、私も入れまして、役職員は公務員でございました。従つて公務員の給与

法に縛られておりましたが、昨年の五月末に法律の改正によりまして、公務員法のわく外に出たわけであり、公務員当時の平均ベースは、一万一千七円でございました。その後公務員のわくがはずれまして、大蔵省御当局としば／＼折衝を重ねまして、昨年の八月には、一万五千八百四十円、それから本年の一月は一万七千四百幾ら、五百円近くであります。現在では予算ベースが一万八千八百二十七円となつております。これが基本給でございます。過去一年足らずの間に相当のベース・アップが可能であつたことは、これでおわかりだと思つて、ただこれがほかの金融機関と比べてどうかということになります。大蔵省当局において、開業銀行でありますとか、あるいは類似の金融機関といたしまして、お比べの上で、御相談いたしながらやつて来たわけであり、現状におきましては、私はまだ／＼足りない点はあるかと思つて、まあ大分上つて来た、こういう感じも持つておる次第でございます。ただこれは月々の基本給のベースでありまして、期末手当の点になりますと公務員と同じであります。一箇月半ということになつております。これは予算上さういふにいたされておるわけであり、これは開業銀行についても同様であります。こういう点、ほかの金融機関は普通大体四箇月くらい出しておるようであり、さういふのと比べますと、相当の開きがあるかと存じますが、少くとも基本給に限るとは、十分と申せませんけれども、相当程度の引上げを過去一年足らずの間に実行することができた、こういうのもよろしいのでは

ないかと存じております。なお今後で大きな限り待遇改善ということについては、大蔵省とも御相談を進め、機会あることにより／＼考へて行きたいと思つておりますが、これもある程度限度があるのであります。

○佐藤(豊)委員 国民金融公庫は、今大衆の羨望の的になつておられて、実際に現場を見ると、涙ぐましいところがあるのであります。われ／＼はこれのことにつきまして、もつと資金を増額して、今は大衆の三分の一の要求より応じておりませんが、少くとも三分の二くらいまで応ずるくらいの希望を持つておるわけであり、さういふ点についてどういふような考へがあるか。その点を銀行局長にお伺いいたします。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫の使命、職責の重大性から考へまして、できるだけ財政資金を多額に投入することが望ましいことは、御指摘の通りだと思つて、私もほか／＼考へて参つたのであります。御承知のように、国民金融公庫は完全なる政府の金融機関でありまして、その資金の源をすべて財政資金に仰ぐという関係になつております。従いまして、どうしても財政全般の収支という点から制約を受けるといふことに相なります。私もこの財政の収支の中で、できるだけこれらの方への投資をふやしてもらうように努力はいたして参りますが、今申し上げましたように、財政の許す限りにおいて極力努力する、こゝいふことを申し上げざるを得ないのであります。

○福田(勉)委員 関連して伺いたいのですが、過般国民金融公庫でストライキがあつたということを新聞で見ました。これは政府機関としても非常に珍しいことであり、また金融機関としても稀有の事態だと思つて、この際どういふ事情でストライキが起つたのか、またその後における状況はどうであるか、これをひとつ詳細にお話願いたいと思つております。

○橋田説明員 去る六月二十五日に、約半数の業務所におきまして一斉休暇を願ひ出しまして、業務の執行が滞るような状態が起きました。私もその結果、いろいろお客さん初め多数の方々にお迷惑をかけたことを、あらかじめおわび申し上げます。ただいま詳しく説明しろとお話でございますが、まずその御説明に入ります前に、一つのことを申し上げておきたいと思つて、と申しますのは、昨年の五月末に公務員法の適用を除外いたさ

れました関係上、国民金融公庫の労働関係につきましては、労働三法の適用を受けることになつたわけであり、それに基づきまして、新しく昨年の七月、労働組合を結成いたしました。その上部団体の関係は、それまでは官公労と全銀連、この二つの団体に所属しておつたのであります。大休公庫のいろいろ／＼な問題が、公務員でなくなつても、なお予算関係その他において対政府関係が多いということから、現在公庫の労働組合は官公労に属いたしております。かような関係にあり、今このことをお含み置き願ひたいと思つて、

今回のストの原因——私はストと申し上げますが、これは先ほど申し上げましたように、労働三法の適用があります。従いまして一斉休暇という案にまゝすることは予定いたされておるわけであり、それは労働関係調整法による争議行為ということになります。これはむしろ私どもの組合の場合においては、率直に同盟罷業、かくのごとく申してよろしいのじやないかという見解を持つておりますので、一応ストと称させていただきます。

そこでストの目的であります。これは二つございまして、一つは夏季手当の増額問題であります。先ほど申し上げましたように、給与ベースの点につきましてはは公務員と違ひますけれども、夏季手当につきましては、公務員と同じく〇・五箇月という予算上の制約を受けておつたわけであり、これを一箇月要求ということが第一点であり、それから第二点は、これは内部の問題でございますが、先ほど別

な機会に佐藤さんにお答え申し上げましたように、昨年一万一千七百ペースから、この一年足らずの間に一万八千八百二十七ペースまで、ともかくこ

ありましたが、これに対して、最後のところだけ議論せられまして、上に厚く下に薄いかいかぬ、こういうこと

欠勤をいたしました、大部分の者は出勤をいたしました、業務の執行にさ

くれ、賃金を差引かないでほしいというようなことを、いろいろ言っており

先に申し上げます。できるだけ引下げのように、今後具体的に努力いたしま

を下げるなり、あるいは他の有効なる施設を使う、こういう問題があるのですが、現在の情勢を見ておきますと、どうも人手が不足で困る。——ただいま資金の余裕高、貸付余裕金はどのくらいありますか。

○榊田説明員 大体現在のところでは、十億ほど持つております。この内訳の大体のことを申し上げますと、まだ軍人遺家族関係の貸付等が、交付公債の交付状況とにらみ合せてやつておるものでありますから、十億予定しましたものが六億見当しか貸しておりません。その残額を保有いたしてあります。その他中興関係につきましても、多少まだ——これはほとんど始まつたばかりであります。そういうのを、何か起きましたときにすぐに応ずるようにつけておかねばなりません関係上、それからまた毎月大休月末に回収金がありますから、それが月を越しました関係上、大体現在十億程度のもので余裕金として保有いたしてあります。

○福田(社)委員 どうも国民金融公庫の性質から申しまして、そういう多額の余裕金とつておく必要はないと思えます。結局これは、金を予算でもつても消化し切れないのじやないかと思う。こういうふうな観察をしておるのではありませんが、四億五千万円も利益金があるのですから、これがあれば三千人くらいの人が養える。十分その資金の活動し得る道がつくわけですから、最近の公庫の重要性から考えまして、手不足という問題を解決する方法を強くひとつ大蔵省当局とも話合つてみたらどうか、こういうふうな思ふのです。これに対して銀行局長はどのような

なお考えを持つておりますか。

○河野(通)政府委員 人手が十分でないという点につきましては、私もそう存じております。しかしこれも程度問題でありまして、今般の予算におきましても、ある程度の増員は入つております。今後におきましても、非常に支障のある点につきましては、人員の点から非常に業務が波帯するといつたようなことがございすれば、必要に応じて増員のことば考えて参りたい。ただ問題は、今四億五千万円の納付金ということでございますが、これは予算でありまして、実際はどうかなるかわりませんが、こういったことがかりに出たといつた場合、私は必ずしもそれはそのまま政府に召し上げたいということになると考える必要はないと思ふのであります。来年度なら来年度におきまして、これが一つの財源として国民金融公庫の出資なり、あるいは貸付金なりの一部をなす、ひもはついておりませんが、そういうふうにして参りまして、これら新しくさらに国民金融公庫に還元いたします新規資金の一部として活用するということも考えられるのでありますから、必ずしも四億五千万円がそのまま出るところを全部出さないで、それを何かに使つてしまふということにもならぬかと思ひます。しかし御趣旨の点については、必要に応じて配慮いたしたいと考えております。

○小川(農)委員 私は食糧管理特別会計の予算についてお尋ねしたいと思ひますが、食糧庁が輸入しておる食糧、たとえば米とか、麦とか、あるいは砂糖も入つておるが、そういうものは何と何かということ、その数量はどれだけ

けであるか、種類別にひとつお聞きしたいのであります。これには時間もたいへんたつておりますので、何でしたらあとでお示し願つてもよいと思ひます。そこで次に輸入食糧の中で、先般問題になりました黄粟米とか、あるいは碎米、もしくは麦の場合は、水にひたつた浸水麦とでもいいますか、事故米、あるいは事故麦というような不良品が相当あるわけですが、これは輸入数量の何パーセントくらいか、これをまずお尋ねしたい。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。現在食糧庁といたしまして、政府の特別会計におきまして輸入をいたしたものを輸入しておりますものは、米と麦でございます。本年度の計画といたしましては、米につきましては九十万トン、大麦につきましては六十万トン、小麦につきましては百五十万七千トンを入力する計画でございます。これらのものは、輸入いたしますと同時に食糧管理特別会計において買上げることになっております。その他の食糧庁の所管の物資といたしましては、砂糖及び大豆等につきましては、これは普通の民間貿易によつて、外貨資金の割当によりまして輸入をいたしておりまして、食糧庁特別会計としては、これを買上げる等、その他の措置はいたしてございません。

それからなお黄粟米でございますが、これにつきましては、先般問題になりました黄粟米が現在一万二千トンでございます。そのほかの事故米と申しますか、水にぬれたとか、その他のものが多少ございますが、全体といたしまして、一〇万七千は内地米におきましても輸送中のロス、輸入米につきま

してもそういう水ぬれ等のロスがございします。これは大体全体の所要量の二割に押えておりますが、実績は二割以下にとどまつております。

○小川(農)委員 今日日本の農民は、生産費の償わぬ安い価格で米を供出させられておる。一方輸入する米は非常に高い、これも農民の不満の一つであるわけですが、こうした輸入される米なり麦なりの事故というものが今二割くらいと言われた、その事故というよくなものが初めから見込まれて輸入価格は決定されておるのか、それとも輸入された後にこういうものは出て来るというのか、もしそうだとすると、この価格というものは非常に高いものにつくのじやないかと思うのですが、この点をひとつ……

○前谷政府委員 全体の食糧需給計画といたしましては、需要の面におきまして、今申し上げますある程度のロスというものを需給計画には考慮いたしておりますが、価格といたしましては、現実には買いつけたものにつきまして考へておるわけでございます。従いまして、事故米等がございました場合に、競争入札によつて買却をいたしてありますので、その事故の程度その他によりまして、その価格はそれと異なるかと思ひますが、当初から一定の事故と申しますか、ロスを予定して、それを価格に織り込んでおるといふわけはございません。

○小川(農)委員 去年もこの黄粟米ができて問題になつたのでありますが、食糧にしてはいけないという決定は、農林省の食品課でもやり、厚生省でも発表しておるわけですが、この農林省

と厚生省の決定にかなりの隔たりがあつた、私こういうふうな思つておるのですが、この黄粟米を食糧にしてはいけないということば、農林省の見解で定められたのか、それとも厚生省の意見に基いて定められたのか、これはどういふのですか。

○前谷政府委員 お答え申し上げますが、黄粟米につきましては、いろいろ黄粟を生ずる菌の性質等によつて、それそれの毒性が異なりますので、われわれの方におきまして、食糧研究所におきましていろいろ検討いたしておりますが、この点は主として食品衛生法の関係、またそういう菌の正式の研究なり、あるいは試験につきましては、厚生省の意見に従ひまして考へておるわけでありまして。

○小川(農)委員 この事故米——黄粟米でない碎米も含んで事故米とでもいいますか、こういうものは、各方面に払い下げておると思ふのであります。二十七年年度においても、これがアルコール用に、あるいはみそ用、あるいは菓子原料用、こういうふうなたいへん払い下げておるわけでありまして、これはたとえばアルコール用に幾ら、あるいはみその原料用に幾ら、そしてそれをどこへだけ払い下げたか、この単価等はすぐお答えできないでしようね。

○前谷政府委員 詳細な数字は別途にお答えいたしますが、考え方といたしましては、御承知のように南方の外米には一定量碎米がございします。これにつきましては、原則といたしましてみそ、しよゆ用に出してあります。みそ、しよゆ用は、国民生活の必需品でもございしますので、みそ、しよゆ用

に出しておりますが、その余のものにつきましては、お話の通りアルコール用及び少量のものは菓子用に参つております。アルコール用につきましては、通産省と協議いたしましたして、その数量をその都度きめるわけでございませぬ。菓子用につきましては、従来の菓子製造実績に基きまして、府県別割当をいたしまして、府県におきまして、具体的にその相手方をきめて払い下げておる、かような次第であります。

○小川(豊)委員 これはこの間井上委員からお聞きした問題よりも前のものかと思ひますが、昨年の五月から六月にわたつて、役所では三葉酒造とか三葉酒造とかいうようなところへ、アルコール原料としてこれを払い下げておるのを聞いておるのですが、それはどのくらいで払い下げたか。なおこの問題については、これは巻聞の説ですから、私は決してあれにはいたしません。これは大蔵省の主脳部の方々と關係があるから、こゝへはこれだけ払い下げられたというようなことを盛んに酒屋間では言われておるが、そういうことがあつたのかないのか、この点をお尋ねいたします。

○前谷政府委員 先ほど申し上げましたように、一定の碎米につきましては、アルコール用等にも払い下げておるわけでございます。この払い下げにつきましては、具体的に三葉、宝酒造にどの程度払い下げたかというところは、現在手持ちの資料では数量的にはわかりませんが、従来からもしようちゆう用等には碎米を払い下げております。それでお話のような点は、そういうこととはないと私は信じております。

○小川(豊)委員 これはあつてもなくともいいのです。私の方では調査してございませぬ。

もう一点お尋ねしますが、ちよつとその当時、同じころ東洋醸造にも、これは三千二百トンくらいだと私は記憶しておりますが、これを払い下げておりますが、これはどのくらいで払い下げられたか。それから払い下げられたものは東洋醸造という会社に流れて、さらにはまたこれが和歌山県の御商の組合に渡つて、しかも再びこれが食糧となつて配給されて、問題を起しておる事実がありますが、これはどういう経過でそういうふうになつておるか、この点をお尋ねいたします。

○前谷政府委員 この点につきましては、具体的な事情は今私は承知いたしておりませんが、大体需要者に対しては払い下げるということになつております。原料用として払い下げておるものでもそれが処分されておるものと承知いたしておるわけです。

○小川(豊)委員 こういうものは、アルコール原料として東洋醸造なら東洋醸造に払い下げられるのであつて、従つて私は課税も東洋醸造へされて行くのが当然だと思つておるわけですが、これが東洋醸造というところへ行く組合に行つてしまつたというふうなことになるかと——これは具体的なことはわからないとおつしやつておりますけれども、私は問題になつておることだからわかつておられるはずだと思つたが、払い下げた米は、アルコール用として払い下げられるわけでありませぬ。

から、これに対しては当然税金がかかるかと思つておるわけですが、そうすると、これは東洋醸造へ課税するのか、東洋醸造へ課税するのか、どういふ形でこの点は課税してございませぬか。

○千葉委員 小川君にちよつと伺いますが、今の質問は主税局長に対してですか。

○小川(豊)委員 そうです。

○千葉委員 今ちよつと呼びますから……

○小川(豊)委員 それではそれはあとにいたしますが、一応食糧庁長官から御答弁を願ひます。

○前谷政府委員 その点につきましては、知のように、原料用といたしましては、一定の価格でもつて需要者に今割当てておる次第でございまして、その品質によりまして、工業用の場合には、一般配給用よりはわれ／＼として高く売つて、補給金等はつけないような形で売却いたしておるわけですが、

○小川(豊)委員 まだこの点についてはありますが、次にもう一つ。これは人の名前が省きますが、食糧庁の方ではどういふわけだか、すつと調べてみますと、あなたの方で、たとえば日本糧穀株式会社というところへ払い下げたものは、全糧連を通じてこれが流れておる。日本糧穀株式会社も全糧連も、どつちも参議院の方々、あるいはまた大豆が味噌工業協会に相当大量に、しかも安く払い下げられておりますが、これも安く払い下げられておりますが、

この失礼だが、参議院のある議員の方です。こういうふうには、参議院の議員の方々を通じてあなたの方の品物がたくさん払い下げられておるのですから、どういふわけだか、参議院の方々とこ

ういふつながりがあるのですか。

○前谷政府委員 工業原料につきましては、原則として需要者に割当をいたしております。ただ需要者の方においで、その受取る代理人として需要者が指定をいたしまする場合には、需要者の代理人としてその受取る代理人に払い下げる場合はあるわけでございませぬ。それで大豆等については、御承知のように輸入をいたしまして、味噌工業協会は、これは事業団体ではありませぬから、味噌工業協会へは払い下げることはないと思ひますが、味噌工業協会の所屬組合はみそ業者でございませぬから、これは府県別に払い下げておるわけでございませぬ。現在は、昨年度から大豆は食糧庁は買つておりませぬから、普通の民間用になつておるわけ

○小川(豊)委員 こういうふうには国の費用で、しかも相当巨額な赤字を出してやつておられる食糧特別会計というものの中から、こういうふうには幾多払い下げられて行く。しかもその払い下げられたものはすべて——すべてとは申しませんが、相当多数がいろ／＼の問題を投げかけておるわけでありませぬ。これは聞いて非常に不愉快でもあるし、農民の立場からいふならば、自分の米は安く供出されたにかかわらず、外国から高く買入れて、その買入れておるものが、しかも非常に不透明な形で払い下げられておるといふことは、私としても非常に不愉快な問題です。もつと例をあげればたくさんありますが、この程度にしておきます。

それから特にお聞きしたいと思つたのは、東洋醸造から東洋醸造に流れて、さらにはそれが和歌山県の方に行つて配

給米になつた。これの用途として払い下げられたものがまた他に転売されて行く。そういうことはあなたの方では認められておるのであるか、それともそれを取締つておられるのであるか、どういふことですか。

○前谷政府委員 われ／＼としましては、原料用として需要者に払い下げるわけでありませぬから、その需要家から他に行くことは認めておりませぬ。ただ現実的に具体的にどうかということとは私存じませぬが、需要者に割当てるものを需要家が他に転売するということももしそういう事実があれば、十分に取締りたいと思ひます。

○小川(豊)委員 食糧庁としては認めない。しかも私の調べたところでは、払い下げられたものがそこで完全に消費したというのとはほとんどない。近く、大体が他へそれ／＼流されていく。こういう事実が民間にある。私どもが知つておつて、それを監督しておられるあなたの方で一つも知らない、問題はないということがおかし。問題がたくさん出て来るわけですが、どういふことになつたことについては、どういふふうになつたことについては監督しておられるわけですか。

○前谷政府委員 これは統制でございませぬ、もちろん厳重な監督が行われるわけでございませぬが、われ／＼としましては、一応原料用として配分して売り渡したものにございましては、当然原料用として整理されたものと考えます。従ひまして、もしそういう事実がございませぬら、今後そういうものに対する売却の停止をするという措置はとりたいと思つておりますが、そ

ういふつながりがあるのですか。

○前谷政府委員 工業原料につきましては、原則として需要者に割当をいたしております。ただ需要者の方においで、その受取る代理人として需要者が指定をいたしまする場合には、需要者の代理人としてその受取る代理人に払い下げる場合はあるわけでございませぬ。それで大豆等については、御承知のように輸入をいたしまして、味噌工業協会は、これは事業団体ではありませぬから、味噌工業協会へは払い下げることはないと思ひますが、味噌工業協会の所屬組合はみそ業者でございませぬから、これは府県別に払い下げておるわけでございませぬ。現在は、昨年度から大豆は食糧庁は買つておりませぬから、普通の民間用になつておるわけ

○小川(豊)委員 こういうふうには国の費用で、しかも相当巨額な赤字を出してやつておられる食糧特別会計というものの中から、こういうふうには幾多払い下げられて行く。しかもその払い下げられたものはすべて——すべてとは申しませんが、相当多数がいろ／＼の問題を投げかけておるわけでありませぬ。これは聞いて非常に不愉快でもあるし、農民の立場からいふならば、自分の米は安く供出されたにかかわらず、外国から高く買入れて、その買入れておるものが、しかも非常に不透明な形で払い下げられておるといふことは、私としても非常に不愉快な問題です。もつと例をあげればたくさんありますが、この程度にしておきます。



れ以後の取締りにつきましては、一般に警察取締り当局の關係に依頼する以外に、方法はないのじやなからうかと思つております。

○小川(豊)委員 こういう声があるというところを食糧庁でお聞きなさいか。食糧庁では、また再び水びたしの麦をこしらえるだらう、あるいは碎米をこしらえるだらう。そしてそれは参議院の方の、これは名前は省きますが、そういうところを通じて、あるいは日本糧穀を通じて、あるいは工業何とかいうこと、さつきあなたはそういうものはないと言われましたが、そういうところに現にたくさん行つては、もうすでに麦をあそこへ頼んでもらおうとか、あそこへ頼んで黄粟米をもらおう、あるいはあそこへ頼んで大豆をもらおうという運動が盛んにやられてい

ら。そういうことはあなたは御存じないかも知れませんが、そういうことが盛んに行われているというのを考えたら、私に先ほども私が要求した数字が出たならば、私の数字と照し合せて、また私の質問をしたいと考えます。

○井上委員 ただいま小川さんから質問がございました。碎米の扱下げ問題ですが、この碎米は、現在一休何ほど輸入して来ておられますか。それでそれを何ほど払い下げておられますか。

○前谷政府委員 碎米につきましては、予算面におきまして、タイの碎米は大体百三十九ドルでございます。それで扱下げ価格につきましては、輸入いたしました原価に必要な食糧庁のチャージを加えまして、それでもつて払い下げております。

○井上委員 この扱下げ、つまり碎米

なり黄粟米が、現実はいわゆる政府の言う扱下げ米というのと、扱下げを受けてました碎米というものは性質が違いますね。たとえば政府が輸入した碎米と、倉庫から今度は利用者へ払い下げます場合の碎米というものは違うということ、あなたはおわかりなさいか。たとえば黄粟米でも、一万一千トンが実は一万三千トンも払い下げる場合があり得るということをおわかりですか。

○前谷政府委員 碎米にいたしましては、黄粟米にいたしましては、払い下げる場合には、倉庫におきますロットを譲りまして、具体的にどの倉庫のどの品物というところで、本庁から食糧事務所に指合いたしておりますから、それによつて払い下げておりますから、品物の変更はないかと思つております。

○井上委員 本庁の書類はそうなつておりますが、実際倉庫における米の動き方を、あなたは実際に見てないのです。倉庫において米を動かしてありますのは、碎米に対して何分かのよい米と一緒に払い下げられてはいる。あるいは黄粟米に類するとして払い下げられてはいる。その類するという分が実は市中にまわつて、やみ米となつてこれが売られてはいる。それはどこから出ているかという、政府よりそういう大量のものが出る方法がないのですよ。今小川君が指摘しているのは、そこなんです。だから倉庫番と倉庫を管理している地方の食糧事務所の倉庫の方の係の人とにうまいこと話をすれば、そこでうまいことになつてはいるのです。だから、そこをもう少しあなたの方で現場をよく調べて、現実

に隔するなり、碎米は碎米の別の倉庫に隔離をすなわち、あるいは黄粟米として出た量は、黄粟米の倉庫として一緒に別に隔離をしないという、いい米と一緒に置いて置く、米と一緒に置くのです。そうすればもうからぬ。もうかるところに目的があるのですから。ですから今のよう一緒に倉庫に保管して置いたら、どうしてもいい方が足らぬようになつて来る。そこをあなたの方で、もう少し現実というものをよくひとつ御監督されるようにしないといふと、今の小川さんのような問題が起つて来るわけですよ。アルコールに使うべきものが配給米に流れて行くといふのは、どういふことですか。そこに問題がある。黄粟米といふものは、払い下げる際に必ず米と一緒にして行く。黄粟米といふものは、人間が食べられるものでないのに、黄粟米を人間が食べられることになつちやうな感じが食べられることになつちやうな感じが、それが非常に食糧庁の上におつて、書類の上で計算を出して指令してはいるのに、実際に倉庫を管理し、倉庫を動かしている現場というものと、この間の実情が違うといふことを考えないといふ、いろいろ問題を起して参りますよ。

私にそれに関連して、設備輸出為替損失補償法、食糧管理特別会計法、日本輸出入銀行法の一部改正に関連をしまして、砂糖の問題についてちよつと伺いたいのですが、食糧庁長官は、最近砂糖が五月の半ばから終りごろまでは相場が卸価格で五十三円くらいまで下つて来たのが、最近六十三円まで上つたと思ひますか。

○前谷政府委員 お答えいたします

が、その前に井上委員のおつしやいまして、政府の指令と事務所の現実の売却とが違ふのじやないかということ、これは私はそういうことはないと思ひます。これは私にそういうことはないと信じておられますが、そういうわさの起るようなことは、われわれとして十分戒心いたさなければならぬと思つておりました。そういうわさささとも起らないように、われわれとして十分戒心いたしたいと存じます。

なお砂糖につきましては、御説のよう五月の中旬くらいには五十五円程度に下つておりました。それが現在におきましては、六十円から六十二、三円になつておられます。五月の五十五、六円に下つておりましたのは、買手の決済その他の関係におきまして授け物が出まして、異常な下り方ではなからうかと、申しますのは、現在台湾等から輸入いたしますのが百十五ドルでございます。キューバ等からスイッチで入れておられますのが百十ドルでございます。従いまして、この百十ドルから換算いたしますと六十円、それから百十五ドルとすると六十五、六円ということになりまして、まず輸入価格と見合つておるんじやなからうかと思ひます。ただ具体的に上つた問題といたしましては、御承知のように砂糖はこれから需要期でございますし、そういう需給関係も相当影響しておるのではなからうかと思つておられます。

○井上委員 しかれば何ゆえにそんなに大幅に国際相場を下まつて下つたのです。

○前谷政府委員 ちよつとその時期におきましては、買手の決済時期が到来いたしましたので、金融上の関係が相当あつたのではなからうか。同時にその結果、需給関係が相当供給増になつておつたという点が、相当影響をいたしておつたのではなからうかと考えております。

○井上委員 大体政府は、年間の砂糖の需要を百万トンと押えまして、毎月大体七万トン平均で輸入をすればどうか国内の需給の安定ははかれることになつておられますが、それをこの一月以来、毎月十万トン以上の砂糖が入つてはいる。この十万トン以上の砂糖を入れたといふのは、これはだれの責任で、需給を上まわるものを入れさせたのはだれの責任です。現実に十万トン毎月入つて来るのですか。実際は七万トンしかいらぬのです。そうすると、三万トン上まわりますと三十億の金がかかる。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。昨年度におきます輸入の実績は八十万トンでございます。御承知のように砂糖も農産物でございます。やはり一月以降から海外におきましては出まわり期でございます。出まわり期に買つて端境期の需要を満たすということとは、農産物の当然のことでございます。やはり一年間に一定の計画のもとに輸入いたします場合には、ある時期には多くなり、またある時期には下るといふことは、これはあり得ることではなからうかと存するわけでありませう。具体的には、食糧庁といたしましても需要の関係、もちろん国内の消費の事情、あるいはまたその国内に産出したります競争関係の品物等も考慮いたしまして需給計画を立てるわけでありまして、需給計画を立てますと、その需給計画につきまして外貨割当が決定いたしますから、その外貨割当に

よつて一般の民貨で入ることになるわけでありませう。

○井上委員 本年度の需給計画のうちで、これから輸入する分はどれくらいと見込んでおられますか。年間大体八十万トンか八十八万トンを入れるつもりですか。それで今まで入つておられるのどのくらい、これからどのくらい入れようとするのでありますか。

○前谷政府委員 昨年度の輸入の実績が八十万トンでございますので、現在といたしましては、その程度のもので必要かと思ひますが、国内の消費の状況等も今後考えなければなりませんので、具体的には四月から九月までの半年間の計画を考へておるわけでございまして、今後十月以降三月までにおきましては、どの程度に輸入せしめるかという事は、今後の事態の推移を考へたいと思ひます。現在までに、本年度といたしましては昨年度からの買付のずれと、それから本年の外貨予算で買いつけましたものが五十五万トンございます。なお台湾との関係におきまして、二十万トンの協定があるわけでございませう。これはまだ具体的には買付契約に進んでおりません。従いまし

て、本年度内におきまして台湾から二十万トン入るといたしますと、これは買付の時期その他についてはまだ決定いたしておりませんが、これが協定によつて台湾から入るといたしますと、現在の確率に輸入される見込みのものは七十万トンとなるわけでございませう。従いまして、今後の十月以降におきます予算面におきましては、今後の消費実態等を十分検討して、さらに十萬トン入れるか、あるいはそれ以下にするか、以上にするかということ

は、今後十分検討いたしたいと考へます。

○井上委員 砂糖の輸入は、主としてこれは外貨割当ではなしに、貿易業者の優先外貨割当によつておられるのですか、それとも例の自動承認制によつておられるのですか。外貨割当は全然これには入つていないのですか。これは為替局長の方からでも御答弁を願ひたい。

○前谷政府委員 ドルのキユーバのものにつきましては、需要者に対する外貨割当になつております。それから台湾につきましては、貿易協定がありまして、その協定の範囲内で外貨の割当によつて輸入しておる。優先外貨につきましては、そういう形では輸入いたしておりませう。

○井上委員 そういふ大ざつぱなことではなしに、五十万トンはもうすでに入つておるんでしよう。あとの二十万トンを、これから台湾のものを入れるわけでしょう。この二十万トンの台湾のものは、外貨によつて入れるのですか。

○東条政府委員 台湾との二十万トンの砂糖の決済の方法でございますが、これは御承知のように、台湾との間にはいわゆるオープン協定がございまして、つまり取引は米ドル建て取引をいたしまして、実際の決済はお互いに帳面につけておられます。そうして残高がスウィングの限度を超過いたしました場合には、それを現実の米ドル決済で相殺して行くというものが、日本と台湾との間の貿易決済のやり方でありませう。従いまして、結局帳面のしりを米ドルで決済いたします場合におきまして、当方が支払ひ超過になつておりましたら、米ドルをもつて決済する必要

がございませうので、その意味におきましては、外貨をもつて砂糖を買つておるといふことが申せるかと思ひます。一つ／＼の取引につきまして、現実の米ドル・キャッシュでもつて決済をする、さようなやり方はいたしておらないわけでございます。

○井上委員 その次に伺ひたいのは、一体食糧庁としては、砂糖は国際価格を大体一つの目安として国内価格をばき出して行こうとするのか、またた業者のそのときの思惑によつて価格の変動を認めて行くのか、一体どういふ政策をとらうとしておられますか。たとえば今のうちに法外な安い価格に暴落するのを、つと見ておる。それがまた最近になると国際価格を上まわつて来出した。これがまた業者間に独禁法に触れるという問題まで起してありますが、そういうことを平気で放任しておくのですか。食糧は、あなたも御存じの通り、あなたのものにおいても半月分は粉食をしなければならぬ状態に国民は置かれておられますから、粉食の場合は、砂糖はせいたく品ではなしに食糧化されておるので、この砂糖の価格が上つて行くという事は家計に非常に大きな影響をもたらして来ます。そういう意味から、やはり一応安定さすという必要もありませんか、その安定に対する基本的な方針を私は聞きたい。そういう関係から輸入つて、これはまつたく業者の、そのときどきの思惑によつてつり上げたり引き下げたりするののか、それとも一定の限度で安定させるために、必要な裏づけの対策を考へておられるのか、そこが問題なのです。

○前谷政府委員 井上委員のおつしやる通り、粉食普及の面におきまして砂糖が重要である、従いまして、砂糖価格の安定をはかるといふことは、われわれとしても希望いたしますところでありませうが、この価格の安定につきましては、具体的に配給統制とか、あるいはまた価格統制というふうな方法をもつて価格を安定するという事ではな

く、御承知のようにほとんど大部分が海外からの輸入でございますから、輸入量の調節によりまして市価の安定をはかつて参りたい、かように考へております。従いまして、国内の価格は必ずから輸入価格の原価、買いつけた現物が到着しましたときの価格によつて決定され、あとは国内における需給関係で決定されるわけでありませう。できるだけ原価で決定されて、輸入における数量的な調整によつて大きく市場の安定をはかつて参る、従つて配給統制なり、価格統制がございませぬために、時期的には多少変動があろうかと思ひますが、年間を通じましては、できるだけ一定の価格に安定することが望ましいと思つて、せつかく努力中でありませう。

○井上委員 そういう一定の安定帯価格をめぐりにして輸入の調節をはかるといふお考えならば、何ゆゑにこの一月から五月に至る間において調節しなかつたか。そういう法外な暴落が、かつて業者をして価格をつり上げる方向に動かす結果になりました。だから為替割当、あるいはまたいろいろの貿易関係の上において、関係当局と十分連絡の上、大体月々七万トンの砂糖を欠かさずに入れば、国内需要は年間安定して行くわけですが、そういう一

つの方角をとるなり、あるいはまた、かりに国際市場が前途非常に不安であるといふことならば、一定の損失補償なりその他の方法によつて、あるときはよけい入れなければならぬときもありませんし、よけい入れなくても、価格の暴落、あるいは反対に暴騰を来すような不安定な状態を起さないように対策を講ずる必要があると思ふのです。そういう対策が講じられなければ、結局製糖会社は少数の巨大資本でありますから、これがちよつと打合せをすれば、ただちに明日からでも砂糖相場はかわつて来る。だからわれ／＼が砂糖相場の安定をはかろうとする場合、法律によらぬならば、輸入に対する裏づけというものも十分立てられなければならぬ。

そういう点をこの際特にあなたの方で御検討願ひたいということをお私に申し上げます。

なおこの際、特に先般質問を保留しておきました管財局の国有財産の処分に関する問題に關連して伺つてみたいのですが、先般私は大阪の造兵廠の枚方工廠の払下げの資料を要求しておきましたけれども、まだ具体的な資料が提出されておりませぬ。あの工廠を小松製作所に払い下げることの契約が成立したといふことを明確にされた以上は、この工廠のこれ／＼の物件を小松製作所に払い下げてもらいたいという払下げ申請書というものが政府に來ておるはずであります。それに基いて政府は査定をして、払下げを決定したと思ひます。従つてその申請書を、一応資料として本委員会に出してもらいたい。なおこの際、あの小松製作所に現在政府が払下げ契約をいたしました分の敷地は、大よそ何坪か、そ

れから建坪は大よそ何ぼあるか、またおもだつた設備の機械類はどういうものを払い下げるかということ、この際おわかりならば御説明願いたいと思ひます。

○阪田政府委員 たいまお尋ねの枚方工廠の施設を、小松製作所に払い下げることになっておりますが、小松製作所に払い下げますのは、旧枚方工廠のうち、地区をわけて甲斐田地区と中宮地区との両地区であります。それとたいまお尋ねの数字についてであり、数量と、それからこちらの評価しました額を一緒に申し上げたいと思ひます。

中宮地区の方は、土地が七万七千九百九十四坪、評価額が二千二百七十八万六千円、建物が一万七千五百二坪、評価額が一億六千四百八十一万一千円、工作物が、これは評価額だけ申し上げませんが、全部で六千六百二十四万八千円。機械が九百四十一台で評価額が三億二十万八千円。合計いたしましたこの中宮地区の払下げ価格は五億四千九百七十二万五千円ということになります。

それから甲斐田地区であります、これは土地が十二万一千四百九十六坪、評価額が二千九百三十七万五千円。それから建物が一万二千九百四十九坪、評価額が一億九千七百四十三万五千円。工作物が一式で二千六百七十七万二千円。機械が四百六十六台で一億四千九百八十八万八千円。合計いたしましたこの甲斐田地区が三億九千三百七十一万一千円あります。両地区を合計いたしますと、評価額で九億四千三百四十三万六千円、こういうことに相なります。

○井上委員 この評価は一体どういう機関で評価されておりますか。国民のだれもが納得するような公正な機関をつくられて評価されたのですか。

○阪田政府委員 この評価につきましては、管財局、あるいは財務局において、一応こういう場合の評価の取扱いをいたします内規がござります。いろいろと土地にいたしますれば、いろいろと賃賃価格等から適算いたします。それから、課税の方面で使います価格を参考にしたとしますか、あるいは近傍の類地の価格に比例して調べております。あるいは専門家の方に鑑定を依頼するとか、いろいろそういうことをいたしまして、そういう点を総合してきめる、こういうような手続をとっておりますわけです。建物、機械その他につきましても、それ／＼基準をきめておきまして、いろいろ／＼な見地から評価を出してみまして、そういうものを総合してきめておき、こういうのが実情であります。ただいまお話しのような何か委員会を設けて評価を諮問する、さような手続は現在のところいたしておりません。

○井上委員 こういう大きな国有財産を払下げする場合の法的基礎は、一体どの法律の第何条によつてやつておりますか。

○阪田政府委員 これは私どもの方におきまして国有財産法、あるいは国有財産特別措置法の規定がござります。その他財政法、あるいは会計法、こういうもの規定に従つて実施いたしておりますわけでございます。

○井上委員 私もこの問題で今お話し国有財産法、同特別措置法、予算決算及び会計法等の財産処分に関する法規

の内容を調べてみましたけれども、こういうものの処分をする場合の具体的な規定が明示されておきません。従つてあなた方政府の専門家において、この法規によつてやつたということがおわかりでしたら、お示し願ひたい。

○阪田政府委員 根拠とする法令の規定は、いろいろあるわけであり、根本的には国有財産法の第六条に「普通財産は、大蔵大臣が、これを管理し、又は処分しなければならぬ。」とありまして、大蔵大臣が普通財産の管理処分をいたす、かようなことになつておるわけであり、それから第二十条の規定におきまして、「普通財産は、第二十一条から第三十一条までの規定によりこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、又はこれに私権を設定することができ、かような規定がありまして、これによつて売払いということもいたすわけであり、その売払いはどういふような契約でやるかという具体的なことになり、またさらに予算決算及び会計法等の規定がござります。

○井上委員 財政法第九條の規定を、らんをお願いしたい。財政法第九條には「適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」という規定がござります。この規定から、現在のこの払下げは適正な価格と考へになりますか。あなたの今の御答弁によつて、一応この評価については、払い下げる場合の内規というものが別にある、それは課税標準を基礎にしたとか、あるいはまた隣地の地価を標準にしたとかいふようなことが言われておりますが、現在の枚方工廠の中宮工場、東側は、一坪千五百円から二千

円してあります。そうしますと、これが一体隣地の価格に比較して正当な価格といえるかという問題がここにあります。なおまた機械類その他工具類等にいたしまして、相応しい価格に見積られておる。それであなたの方で持つておきます内規というものを、一応お示し願ひたい。それでこれを算出したしました隣地の地価はどのくらい、どの算出したしました基礎を御説明願ひたい。そうしなければ、これが適正な価格であるという判断はつきませんから、財政法第九條違反になる疑いがあります。

○阪田政府委員 これはもちろん御質問のように、第九條の趣旨に従ひましたし、適正な売却価格を財務局でも検討して決定したおるわけであり、ただいま具体的にその東側の土地の価格が幾らであるからというようなお話もござりましたが、いろいろとそういう要素も考慮いたしてきめておるわけであり、この土地、物件は非常に広い項目にわたつておるもので、どういふ基準でどういふふうによつたかと言われましても、ちよつと御説明いたしたかねるわけであり、何となく適当な資料なり何なりによりまして、一応どういふようなことをするかというところは、御説明いたすようにしたいと思ひます。

○井上委員 私の推定するところによりますと、払下げ物件は、政府の査定いたしております九億四千万円くらいに価格からいいますと、それよりはるかに膨大な金額になると推定をいたしております。これは私現実にあの工場

を見てまわつて参り、また工場内で働いている人から聞いて来ておりますから、従つてあなたの方の財務局長が調べたか、あるいはだれが調べたかわかりませんが、事実と非常に違つたのであります。だからこれは委員長にもお願ひをしまして、一応本委員会として、この問題について実地調査いたして、自由したい。この払下げ問題に関連をして、自由党の山口喜久一郎君があんなの方に頼みに来たことはありせんか。

○阪田政府委員 たいまのお尋ねの自由党の山口喜久一郎さんには、私はお目にかつたことはいりません。従つてこの問題についてお話を伺つたことも全然ござりません。

○千葉委員 長 小松製作所にお答えいたしますが、実地視察の件は、後ほど理事會において御協議申し上げたいと思ひます。

○井上委員 私がさいせん申し上げました、小松製作所から政府の方へ提出しております払下げ申請書を現物のまま提出願ひたい。それから今申し上げました払い下げます場合に、法的基礎と、一応払い下げます場合に、そういう公正な審議會のようなものでやつておきませんから、時にはいろいろ／＼な弊害もあることであり、したがって、政府が持つておきます払い下げます場合の内規を一応お示し願ひたい。それによつて私はさらにまた質問をいたしたいと思います。

○千葉委員 長 春日君。食糧庁長官にお伺ひいたしますが、ただいまの小川君の質問に對する御答弁によりますと、碎米その他不良米の払下げが行われる場合、す

べてこれはそれらの消費目的があるわけでありませう。従つてその消費責任者並びに消費目的が明示されてお下りなされたのであるから、それがもしその目的に反して使用されたり、転用されたりした場合いかん、こういう質問に対しては、あなたは今後そういう先づ御答弁がございました。従いまし

て、今後お下りなされた御答弁がどうか。その点について御答弁をしていただきたい。

○前各府委員 われ／＼といたしましては、工業原料用として払い下げます場合には、具体的に実需者に対して払い下げるわけでありませう。引渡し場所その他におきまして、実需者に対して渡すまでの関係は、もちろんわれわれの方に十分監督をいたしておきます。実需者に対して払い下げる場合におきまして、十分注意いたしてお下りなされた後におきまして、それが工場以外に転売されてお下りなされた場合におきまして、その場において、一つ／＼のケースについて一々調査はいたしてお下りなせん。ただそういうわけがありますと、あるいはそういう疑問があります場合に、おきましては、もちろん調査いたした場合はございますが、払い下げました場合について、一々その消費の状況がど

うなつておるかということまでは、具体的には調査してありません。

○春日委員 そういふ不正行為があつた場合においては、そういう人については、後払いを行わない。こういうことが、あなたの方の払い下げを行う場合における食糧管理の条件になつてお下りなされてお下りなされたら、はたしてそれが申請通り処理されてお下りなされたらどうかというのを調査することなくしては、あなたの方の払い下げの方針とか、あるいは払い下げる対象の選抜とか、そういうことができないわけでありませう。そういうようなことでは、善良なる管理が行われてはいないかと私は考へる。従いまして、ただいま小川君が指摘されてお下りなされた問題については、これは国民の腎血がそういう輸入されたものに対する補給ということになりまして、これは国民の負担にかつてお下りなされたわけでありませう。従つてこれは当然重大な関心事でありませうので、それらの払い下げを行つたものが、はたして申請通り消費されてお下りなされたかどうかというのを、私もこの機会に理解する必要があると、お下りなされたら、従いまして、ただいま小川君も要求されてお下りなされたが、昨食糧年度において、政府から払い下げをされたところの食糧の品種、それから数量、払い下げ先、払い下げ目的、払い下げ金額、こういうようなものについて全部ひとつ資料として御提出を願ひたい。私もこれはこの資料によつて、はたしてそれが公正に行われてお下りなされたかどうか。すなわち国民の負担したところのその差損金が、筋の通つた形において行われてお下りなされたかどうか。この点は国会の権威においてつまびらかにしなければならぬと思ひます。従つて小川君の要求された資料につきましては、払い下げを行つたその種類、申請者氏名、その数量、価格、これについて細大漏らさずひとつ全部御提出を願ひたい。私もこれは国会の監察委員会なり、あるいは会計検査院において、あるいはまた検事局なり適當の機関を通じて、これが公正に処理されてお下りなされたかどうかを調査することによつて、そういう疑惑を一番する責任があると思ひますので、その資料をここの一両日中に御提出を願ひたいと思ひます。いかがですか。

○前各府委員 払い下げにつきましては、一応形式をいたしまして、たとえは府県に割当をいたしまして、府県が指定をいたしましたものに、府県において売却するという場合がございませう。この場合におきましては、その後の責任は一応第一次監督官庁として、府県がやつていただくという形になつてお下りなされたら、また指定工場等については、それ／＼の監督官庁がありませう。その監督官庁の配分計画に應じてお下りなされたら、われ／＼はまた指定されたものについて配分するわけでありませう。従いまして、そういう点につきましましては、もちろん第一次の直接官庁はまた別途にございませうが、もちろんわれわれもいたしまして、払い下げましたものについての関心は十分持つてお下りなされたら、個々の場合について、全部われ／＼の責任において調査するということわけには参らないのでございませう。ただいまの払い下げ数量につきましましては、昨年度でございませうので、一両日に全部そろえることはできませんが、できるだけ早く調べまして御報告いたしたいと思ひます。

○春日委員 それは問題が重大でありますので、少くとも今週中くらいにひとつすみやかに——それは値段の値引きをして払い下げを行つたという特殊のケースに基くものについて、ひとつその資料を御提出願ひたい、これを強く要望いたします。

それから為替管理局長にお伺いしたいのでありますが、数日前の新聞によりますと、砂糖の価格を砂糖の精製業者がつり上げることに、通産省に外貨の割当の制限をしてくれという要請が行われ、しかもこのことは独禁法に違反をする嫌疑があるので、公取委員会が通産省に抗議を持ち込んだとか、あるいは注意を喚起する処置を行つたとかいうことが新聞に報道されてお下りなされた。ただいま井上さんから指摘されましたように、何となく砂糖がダブつて来たので、この価格を維持し、あるいはもう少し上り上げるような方法として、精糖業者たちが原糖の輸入を抑制せんとするの運動に出ているのであります。こういう問題は、当然食糧品に關連する、生活費の問題に關連する重大問題でありますので、はたして原糖輸入に關する外貨割当を制限してもらいたい、抑制してもらいたいという要請がそういう方面から行われてお下りなされたらどうか、あるいはまた行われたらばどうする方針であるか、これについて御答弁を願ひます。

○東条府委員 砂糖の輸入についての外貨の割当ないし制限の問題でございませうが、これは、私がお答え申し上げるよりは、ほかの官庁が申し上げる方が適當かと思ひますが、お尋ねがございましたので、一応ちよつと申し上げます。御承知のように砂糖に限りませず、一般の輸入の外貨予算は半年ごとになりますのであります。半年ごとにきめる場合のやり方といたしましては、關係省の事務当局が寄りまして案をつくり、關係審議会の議を経て、砂糖に幾らの外貨を割当てるという決定の手續をとるのであります。上期の外貨予算におきましては、先ほど食糧長官から御答弁がありましたように、一応確定いたしてあるものといたしましては台湾糖の二十万トン、予定いたしまして、トンCIF百五十ドル、二千三百万ドルというものを予定いたしてあるわけでありませう。もちろん輸入貿易の問題でございませうから、この二十万トンに限るとか、あるいはどうしようという問題ではありませう。必要がありませうれば、所要の手續を経まして外貨予算の変更をいたすわけでありませう。しかしながら、この台湾の二十万トンと申しましても、政府といたしましては二十万トンまで輸入してもよろしいといういわばわくでありまして、あとは實際砂糖をどういう時期にどういう数量で入れますか、これはあるいは農林省方面の内面的な指導があるかもしれません、純粋な法律論からいましては、これはもう民間の商売の問題であります。台湾の二十万トンの輸入が現実はどういう時期に、どういう数量で行われるかということ、これは政府が一方的にさしずをするわけには参りませう。それから今お尋ねの最近の砂糖の市価等にかんがみまして、砂糖の輸入業者、あるいは精糖業者等に、いろいろの考え方があるか、この点は大蔵省の私といたしましては、公式には承知いたしてお下りなせん。またただいままで、關係当局か

ら私たちがいたしましては協議にあずかつておりません。しかしただいま申し上げましたような予算の手続に相なつておりますので、政府といたしまして、二十万トンの台湾糖の輸入の予算の削減をするという手続までとらうという事でございませぬ、これは当然大蔵省といたしまして協議を受けまゝにして、また政府内部の相談ということになるわけでありまして、今日までのところ、この予算変更につきましてもお話を聞いておりません。

○春日委員 それでは食糧庁長官に伺いますが、大体そのわくの決定でやり、輸入外貨の割当は、その商談が成立したその都度相談にあずかるものであらうと思ひます。従いまして、先般新聞で指摘されておりましたこの動きは、当然現在行われようとしてゐる動きであらうと思ひますが、業界から何らかの要請が行われたかどうか、かりに行われたとするならば、どういふ措置をとらうとするか、御方針を明確にしておいていただきたい。

○前谷政府委員 払下げの方法なり何なりにつきましては、ただいま為替局長が御答弁されました趣旨と同様に考へております。それからわれ／＼の方に對しては、現在砂糖業界から、そういう外貨の払下げ制限その他について申出はまだございませぬ。ただ外貨の割当の方式につきましては、現在台湾、キューバにつきましても、需要者割当をいたしております。台湾につきましても、具体的に希望に応じてやつておるわけです。それでこの方式について再検討をしてもらいたいというふうな要求はあるわけではございませぬ。

が、具体的にこの方面で再検討してもらいたいというふうな申出はございませぬ。われ／＼といたしまして、現在まだこの方式を変更するといふふうな考え方はいたしておりませぬ。

○春日委員 わくの割当、予算わくを変更されるという方針はない、こういうことではございませぬか。

○前谷政府委員 予算わくの問題は、御承知のように、為替局長の御答弁のように九月までまづつております。これにつきましても、われ／＼は変更する意思を持つておりませぬ。ただ為替局長も答弁されましたように、そのわくが最高限度でございませぬからして、そのわく内で業者がこれをどの程度に入れるかという事は、また別問題かと思ひます。

○春日委員 わかりました。それから管財局長にお伺いをいたします。やはりこの間の賠償機械の事になりまして、伺いますと、これは連合国の所有であります。従いまして連合国がこれを解除して、そうしてこれを日本の中小企業者にやはり新旧交換の形で払下げを行つてもいいという承認を彼が与えた、この中にはそれ／＼の条件があるであらうと思ひます。連合国と日本政府との間に、賠償機械として一応くぎづけされておつたものが解除されるについては、どういふ方法で、またはどのような対価で、どういふ対象に払下げを行つて連合軍は、各それ／＼の条件なりに至つたと思つております。従いまして、私はこの機会に、政府と連合軍

との間においてそういう交渉が行われおつたとすれば、その交渉の内容をつまびらかにひとつ発表願ひたいと思つたのでありますが、いかがでありますか、これについてちよつとお伺ひいたします。

○阪田政府委員 ただいまのお尋ねの点であります。賠償に指定されておりました機械は、講和条約発効のときまで指定を解除されなかつたものについては、講和発効と同時に、当然賠償指定という事象が解消したわけでありませぬ。日本政府におきまして、その意思に従つて処分ができるわけでありませぬ。ただ多少問題になりますのは、現在向うで駐留軍が使用したい、こういう話がありまして、保留されておる機械がございませぬが、それ以外のものについては、指定解除といふようなことになり、講和条約発効と同時に当然日本政府でやれる。その間先方から何ら話を受けたこともありませぬし、約束、条件等を付せられておるといふ事象もございませぬ。

○春日委員 何もありませんか。

○阪田政府委員 はい。

○井上委員 ただいま伺ひました枚方造兵廠の払下げについて、もう一応はつきり確かめておきたいのですが、この払下げ物件は、最初小松製造所の方からここを使わしてくれたいという使用申請が出ておるはずであります。その使用申請をいたしました日はいつか、それに許可を与えた日はいつか、それから使用申請をいたしました場合の使用物件はどういふものを申し出て来ておるか、それに対して貸し与えました場合の料金は、どういふ料金で徴収しておる

か、これは徴収済みになつておるか。それから今度は払下げを申請して来ておりますが、払下げ申請をした日はいつか、払下げの認可を与えた日はいつか、それからさいせん申しましたのが、払下げ物件の品目と評価、これを明確にしていただきたい。今おわかりになつておるところでけつこうですか。

○阪田政府委員 最初の使用申請の問題であります。これはちよつと今話が出たことではあります。講和条約発効前におきましては、この地区は賠償指定になつておりましたので、賠償指定中の機械の一時使用申請ということ、この甲斐田地区の方につきましても、二十六年の十一月に使用申請が出ておつたことがございませぬ。しかしそれは、賠償指定中の問題でありますので、先ほど申し上げましたように、講和条約発効とともに、この問題は解消いたしましたわけでありませぬ。それで、その後になりましたので、会社から売払いの申請が出て参つたわけでありませぬ。申請の出で参りましたのは甲斐田地区につきましても二十七年の十月、中官地区につきましても二十七年の八月といふことになつておる。

それから先ほどお尋ねの使用といふ問題は、賠償指定施設の一時使用といふ問題も、実際に入つて使用するといふ問題ではないかと想像いたします。この問題につきましては、甲斐田地区の方はただいままで入つて使用いたしてございませぬ。それから中官地区の方につきましても、二十七年の十月一日から立ち入り認めまして、立ち入つて補修、調査等をいたし、さらに部分的には動かしておる、かようなことになつております。これに對しての貸付料につきましては、現実に使つた物件、施設についてちよつと十月一日から二十八年三月三十一日、二十七年末までの分を調定済みでございませぬ。その後のものにつきましては、追つてまた調定をするということになつております。

○井上委員 二十七年末までに何ぼ使用料をいただきましたか。

それから講和発効までは、これはどういふことになつておりましたか。ほつたらかしてありましたが、それともこれはかつてにせよということになつておりましたか。

○阪田政府委員 使用料につきましては、実は現地の財務局の方で徴収いたしておりましたので、その数額をただいま照会中でありませぬ、わかりましたら御連絡申し上げます。

それから講和発効までどうしておつたかといふことではあります。これは賠償指定施設ということになつておりますので、これを完全に保存するため、政府といたしまして、管理人を置きまして、監視要員等をも配置いたしまして、そのまゝの状態におきまして保管をして来たといふ形になつております。

○千葉委員長 午後二時まで休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後二時二十五分閉議

○千葉委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

○福田(繁)委員 さきの理事会の結果に基いて、委員長の方から大蔵当局に

対して、例の私下げ物件に關して、大蔵委員会は一応これを問題として取上げておるから、大蔵大臣の承認することは暫時見合せてくれという強い要望を、大蔵委員会の名のもとに委員長からしておいてもらいたい。

○千葉委員長 いただいた福田君の動議のごとく決するに御異議ございませぬか。

○千葉委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」  
異議ないようございませぬから、さようとりはからいます。

○千葉委員長 午後は、昨日に引き続きまして、本委員会における国政調査の一環として、中小金融及び類似金融対策に關する件を議題に供します。

本件に關しましては、昨日と同様、参考人の方々の出席を求めておりますので、これより参考人の方々から本件に關する忌憚のない御意見を拜聴したいと存じます。

以上申し述べました中小金融対策、特に株主相互金融等のような類似金融にいかに対処すべきか等に対しては、参考人各位の御意見を拜聴いたしまして、本委員会の審査の参考に資したいと存じます。

なお本日御出席の参考人の方々は、信用金庫協会常務理事安武善義君、東京信用協同組合会長佐々田三郎君、全国相互金融協会副理事長宮本平八郎君、全国金融業団体連合会会長篠塚長太郎君の四名でありまして、発言の順位等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。

それから発言の時間につきましては、お一人約十五分くらいでお願いしたいと存じます。

○安武参考人 ただいま御指名を受けました全国信用金庫協会の常務安武でございます。

お話を申し上げます前に、關係がら信用金庫の現況につきましてお話ししたいと思ひます。信用金庫は、御承知の通り、一昨年法律が施行せられまして、従来の信用協同組合から組織を変更して参つたものでございますが、本年の六月十五日をもちまして、この改組期間が満了いたしましたのでございませぬ。従つて組織面におきましては、態勢が一応整つたわけでございますが、これによりまして、全国に五百六十一の信用金庫が誕生を見たのでございませぬ。そして国民大衆、特に中小企業者の金融にそれら活動をしてきたおき次第でございます。信用金庫の現況につきましては、現在預金総額が、この五月末

におきまして千六百五十億でございます。これを金庫法施行前、すなわち二十六年の五月末に比べますと、當時が五百二十六億でございますので、まさに三倍になつておるわけでありませぬ。従つて法施行後の二年間におきまして、一千億を増加したということに相なります。これは信用金庫の制度が非常に確立されまして、一般大衆に受けました面と、業務の面が非常に拡大されて参りまして、現下の中小金融の逼迫に相こたえました結果であらうと思ひます。

このような増加ぶりを昨年の各金融機関別の貯蓄目標の達成率について見ますと、銀行が一四一、相互銀行が一、二、郵便局が一三四に對しまして、信用金庫は最も優秀な成績で、一六二という指数を示したのでございませぬ。

このような資金量の増大は、中小金融に對します貸出しの面におきまして、飛躍的な増加となつておりまして、その総額は、手形の割引を含めまして一千二百八十億でございます。これもまた二年前の三・三倍以上に相當しております。昨一箇年間に對しまして新しく貸出しをいたしました件数は百八十二万件、金額にいたしまして二千六百四十二億に及んでおるのでございませぬ。これらの詳細な数字は、別にお手元に簡単な表を差上げてありますので、ごらん願ひたいと思ひます。

その三ページにありますが、中小企業者の金融機関別の中小企業融資調べにおきましては、そういう実績を示したもので、二十七年の三月末におきましては、九・四という割合でありましたが、二十八年三月末におきましては、二二・一という数字に相なつてお

るわけでございます。従つてこれらの一件あたりを見ますと、大体十四万円くらいのところをございまして、最近一、二年では一万円から二万ずつ一年に上つておりますので、信用金庫は、零細企業や中小金融を忘れたのではないかと非難する向きもあるものでございませぬ。試みに一番最後の表に金額別の貸出し状況を差上げてございませぬが、本年の三月末の数字がまだ未調査でございまして、二十七年三月末の表をごらんになりますと、十万円以下の貸出しが、人員にいたしまして六五％を占めてみますと、人員にいたしましてはわずかに〇・二％、金額で八・七％を占めておるといふ程度でございまして、大体三十万円以下が中心になつておるといふのが、その表に如実に現われておるわけでありませぬ。

次に、中小金融の問題、特に類似金融対策に關連をいたしまして、私見を申し上げたいと思ひます。私は率直に申し上げまして、最近の株主相互金融、あるいは匿名組合契約によりまして金融につきましては、その実績が非常に大きな活躍をされておるのでございませぬ。これは戦後の経済不安定の時代におきまして一時的なものではないかと、永続する制度でないのではないかと、いふふうにご考へます。特にこれらの機関は、金利が非常に高いということにございませぬ。また高くなれば成り立たないわけでございます。これを中小企業の面から申しますと、大企業の方は金利は低い、中小企業は高い金利でなければいけないというふうな

状況では、中小企業の振興はできないわけをございまして、やはり中小企業にとりまして、できるだけ安い金利のものを提供しなければいけない、こういうふうにご考へるのでございませぬ。なお株主相互金融の模式によりまして、株式をお引受けになりましたと、三倍までは原則として貸されるということがよく言われておるのでございませぬが、この三倍を貸すということでは、担保も十分ない、また信用でお貸しになるわけでありませぬ。こういうふうにとは金融常識からいまして、きわめて危険なものではないか、やはりほんとうに貸せる人と貸せない人を一つかりと判別すべきではないか。そういうことでございませぬので、三倍まで貸しますと、集めた資金よりも常に三倍の資金が必要でございませぬので、資金がふえております場合はそれも成り立ちますけれども、資金の増加が鈍化して参りますと、そうしたことができていくというふうな面からも、これは制度的に十分ではないかというふうにご考へます。そのほか先ほど申しましたように、集金等によりましてサービスをされておりますが、これの人員費、あるいは利息に相當するものから考へてみますと、相当コストの高いものでございませぬ。この点は先ほど申しましたように、もつと安い金を中小企業者には貸してやるという建前からいまして、相反するものではないかと考へます。これを利用しておる人たちは、あるいはごく零細な人も多いと思ひますが、最近の新聞等で見ますと、大企業、有力会社の手形の不渡りの問題に關連をいたしまして、こうした

金がかなり利用されておつたということが現われておるのでございまして、これは言われる通りの、必ずしも零細企業者だけのものではないということ、経済破綻といいますが、そうしたものの温床になつてゐるのではないかとこのことを憂うわけでありまして、この問題につきましては、前国会のときに銀行局長から、法令的に適法に処理されておりました、現在では非合法とは言えないという説明がなされたのでありますけれども、私は今申しましたような点から、むしろこれは商法上に不備があるとするならば、商法の改正もいたしまして、こうした制度の養生の余地のないようにすることが必要ではないかと思ひます。現在金庫という名称使用の禁止の法律が御審議中と伺つておりますが、これも何かつこうでございまして、特に私どもは信用金庫といたしまして、これらの金庫と非常に似通つた名前でございますか、大衆がどちらか判別がつかぬか、ということ、いろいろの場合に迷惑しておりますので、ぜひともこれはすみやかに通過させていただきたいというふうに考へる次第でございます。

しからば、既設の金融機関からなかなか融資を受けたいという人には、どういふ方法で金融をしてやるかというところが問題になつて来るわけでございますが、この点につきましては、私ども信用金庫なり、あるいは相互銀行なり信用組合が、それ／＼真剣に考へておるのでございまして、私どももいたしまして、なるべく信用金庫をひとつ活用していただきたいというようにな宣伝活動も進めておる次第でございます。

まず中小金融対策の根本といたしましては、何としても資金を増加させるということが必要でございます。これがためには、各既設の金融機関も血眼になつて資金を吸収いたしまして、貸出しの源泉をつくることに熱中しておるわけでございます。また政府におきましても、国庫の余裕金、あるいは地方公共団体の余裕金の預託というところも行われておりますが、これも今後はなお増額して、ふんだんにまわし得るようになつていただきたい。しかも期間的にも、さらにこれをもう少し長いものにして、長い期間の金にしていただきたい。こういうふうな考えを、それにつきまして、現在の国庫余裕金では、諸般の關係で困難であると思ひますので、資金運用部資金を中小金融の専門機関に預託し得るといふ道を開いてほしいと思ひます。この資金でありますれば、やや時間的にも長く活用できるのではないかと思ひます。現在地方公共団体への貸付なり、あるいは社債の引受け、政府機関への貸付等に限定されておりますのを、信用金庫等の中小金融専門機関にも預託できるように、法律改正をしていただきたいというふうに思つてござい

ます。さらに国民金融公庫の問題でございますが、この資金源も年々増加されておりますことは何かつこうなことでございまして、これ百尺竿頭一歩を進められまして、この資金を増加していただきたい。それとともに、国民金融公庫は現在一人当り五十万、連帯の場合は二百万というふうな、かなり高いところに線が置かれておるのであります。もちろん一件当りでは十

四、五万というふうな何つておりますけれども、この貸出し限度はむしろ私は引下げまして、そうして零細企業、中小企業、しかも中以下のところに専念をさせるということが適當ではないかというふうに考へます。特に今回は、中小企業公庫も設立されるというふうな情勢下でございますので、百万、二百万というふうなところは、でき得れば中小企業公庫の方にまわしていただいて、五十万ないしは三十万以下のいわゆる零細企業、零細金融に専念をさせるというふうにして行つてたくさんの方がこれを活用できる、利用できるというふうにした方がいんじやないかと思ひます。

それからいま一つの問題といたしまして、それに関連をいたしました、どうも政府の方におきましては、中小企業といふと、すぐ最高が一千万とか、あるいは従業員が三百人というふうなところで線を引いておるわけでありまして、もちろんそれらのところでも中小企業には違ひないと思つてございまして、中小金融のほん

ごさいの必要なもの、五十万から百万、あるいはもつとそれより以下のものでもありまして、特に政府機関であります場合には、一般の金融機関から融資を受けることの困難なと第一に書いてあるのをごさいです。ねらいを中小企業のうちの中以下のところに重点を置いてやつていただきたい、こういうふうに思ひます。

わゆる信用力を補強するというのは、ぜひとも必要ではないかと思ひます。現在も信用保証協会の法制化なり、あるいは中小企業信用保険の拡充強化がはかられておりますが、私はこれらをもつと政府の力で拡充をしていただきたい。特に十万円以下らしいの特別の保証制度、あるいは保険制度というふうなものをつくつていただいて、それによつて、先ほど申しましたように、信用力の薄くて既設の金融機関から借り得ない、正常の形では借りがたいという方々には、そうした十万円以下の簡単な保証をつけまして、それによつて金融機関は積極的に出すというふうな裏づけをすることが必要ではないかと思ひます。それらの資金につきましても、私こまかく計算はしてございせんが、そう大した金が必要であるわけではありませんで、せめて十億から二十億程度の保証で、最高限度を非常に低いところに置いていただければ、十分活動ができるんじゃないかというふうな考へております。

それからいま一つ信用協同組合の問題に触れてみたいと思ひます。信用金庫法がございまして、従つてこの信用協同組合の方は、組合員の機関というところに相なつたわけでございます。従つて法的には、一方におきまして信用金庫は、一つの地域を業務区域といたしまして、一般大衆を対象に金融を行つて行く、それから信用協同組合の方は、特殊のいわゆる同一の職場でありますとか、あるいは同一の業種という方がおつくりになつてやつておる、こういうふうな仕組みで、一応法律的にはわけられたのでございせんけれども、実際の面からいいますと、こ

れが強制的に信用金庫に移行するという仕組みでございせん關係から、そうしたように性格的にはつきり分離しないで、一般地域の組合も金庫にならないで、おられる向きもあるわけでございます。特に法施行後におきましては、府県認可の組合ができて参つておるわけでございます。これなどは大多数が一般区域を対象にいたしておるわけでございます。従つて、そういう性格的な分離が現在ではきわめてあまいに相なつておるわけでございます。従つて、それらの信用組合の方々から、員外預金を信用金庫と同じようにならしてくれという要望がしばしば出ておることを聞いておるのでございせんが、性格的に、信用組合はあくまでも組合員のものでありますから、組合員の現在程度の預金に限定すべきであります。もし一般大衆を対象としてやるということになりますれば、いわゆる員外預金を扱うということでございます。その制度こそ、これは信用金庫でございますので、信用組合から信用金庫へ移行するやうな道を開いてやりさえすれば、問題は解決するのではないかと。従つて制度としては、員外預金をやる信用金庫と、やらない信用組合、この二つの制度がございせん。つきり確立されるということになるわけでございます。その点を特にお願いをいたしたいと思つた次第でございます。

なおいま一つは、信用組合の問題は、最近非常に各地にできて参つております。これも一般の金融難を反映してのことだろうと思ひますが、やはりこの信用組合といたしまして、金融事業をやつております。ことにそれら





念に存するのでございます。

株主相互金融の最初の発生の原因に  
ついては、申上げます。株主相互金  
融の発生は昭和二十四年でありま  
す。今から四年前に、殖産会社の整理統合  
と悪質金融業者の掃出を防ぐために、  
貸金業に関する法律がございまして、殖  
産会社のある一部のものが殖産無尽會  
社として免許せられ、法律上の保護を  
受けるようになったのであります。こ  
れに反して、その免許を得られなかつ  
た殖産会社の多くが次々とつぶれて、  
当時は大混乱を来したのであります  
が、その混乱の中からおのずから芽ば  
え、大衆みずからの手によつてつちか  
われ、すく／＼と伸びて来たのがすな  
わち株主相互金融の存在なのでござ  
いまして、昭和二十五年ごろは、業者の  
総資金量は三億程度であつたのでご  
ざいます。昭和二十六年の中ごろに  
は五十億円と推定されます。二十七年  
には二百億円、現在では三百億円に達  
したのであります。これは会社の数の  
増加にもよるけれども、より多くの原  
因は、一つ／＼の会社が大きく育ち、  
かつその組織が全国各地の庶民層に浸  
透して行つた結果と思われるのであり  
ます。最近、株主相互会社に対する  
良否の識別を大衆が会得したので、内  
容充実の会社は一段と規模を増大する  
傾向にあります。そしていまや株主数  
は二百五十万と称せられるに至つたの  
であります。戦後庶民零細金融を要望  
する国民大衆の数は膨大に上つており  
ます。いまや零細金融の要望は社会的  
要望となつておりますことは、各位の  
すでに御承知の通りであります。庶  
民の期待をもつて誕生しました相互銀  
行も、零細金融を行うには不合理な金

利制限のためか、最近では庶民大衆から  
離れて行つてしまつたのであります。

昨今ではめんどうな日掛や、一万、二  
万の貸出しはやりたくないと申出た事  
実の数を私たちが存じておるのであ  
ります。庶民金融の問題の解決の方法  
として、国民金融公庫のごとき国家機  
関において小口貸出しを積極的に行え  
という要望のあることも聞いておりま  
す。しかし私たちの考えといたしまし  
ては、小口金融と庶民金融とは本質的  
に相違するものであると存するのであ  
ります。そも／＼庶民金融の要件は、  
庶民大衆の感覚に合致した金融でなけ  
ればならないと思ひます。簡便と迅速  
と確実とがその要件であります。質屋  
業の発達がこのことの有力なる証明と  
存じます。社会的、経済的信用の薄  
く、担保物件も失つた今日の大衆の要  
望するものは、質屋さんのように、手  
軽に、迅速に、そして質屋よりも少  
しばかりでも大口に貸してくれる庶民  
金融機関の確立であります。金利が高  
いといふ非難も聞いております。しか  
し少くとも協会傘下の会社は、いざれ  
も会社運営上最低の金利を目ざしまし  
て、日歩十銭程度の利息をいたしてい  
るのであります。社会通念上、決  
して高利をむさぼつてゐるのではない  
のであります。日歩五銭にせよ三銭に  
せよ、借ることができない金は、零  
細庶民にとつては何の役に立ちませ  
ん。また日歩五銭だ三銭だ金で借り  
られたとしても、このために五日も十  
日も日参しなければ借りられないよう  
では、かえつて高いものにつくといつ  
て庶民は嘆いております。こうした言  
葉が零細庶民の間からかもし出されて  
いる声であるといふことを、御一考願

たいのであります。そこへ行く私と  
私の株式相互金融では、借るために  
まつたく自分の時間をとられない。家  
へ届けてもらつて日歩十銭であるとい  
うことが強みとなつてゐるのでござ  
います。また五百万とか一千万という貸  
付になりますと、金利が安くなければ  
借り切れなわけでありまして、一万  
円という貸付になりますと、その使い  
道によつては相当の利得をあげ得るも  
のであります。一箇月の利息として  
三百円も五百円差引かれまして、さ  
ほど響かない額なのであります。それ  
ゆゑにこそ零細庶民は、めんどうな手  
続とおそろしく三間のかかる低利の金  
よりも、われ／＼の機関を利用する結  
果となるのであります。零細庶民の要  
求する金といふものは、事業家の要求  
する金とはまつたく性質を異にしてお  
るのであります。たとえば一万円借り  
てリヤカーを買つて、これを元にその日  
その日の引売り八百屋を始めれば、そ  
の日から乏しいながらも生活ができる  
のであります。こういう人々には、日  
歩五銭か日歩十銭かという問題はさほ  
ど問題にならないで、手取り早く借り  
られるかどうかということが先決問題  
なのでございます。のみならず私ども  
の方の資金には、月三十万という、毎  
日足を運ぶ経費がかつておるのであ  
ります。こうした特殊の点を御考慮い  
ただけますならば、おそらくは私ど  
も株主相互の金利が、先ほども大分  
高い／＼とおつしやられましたけれど  
も、そうした高いという御非難もおの  
ずから解消されるのであります。ま  
た、かように存するのであります。ま  
た金利については、この一日に開店さ  
れた東京労働賃庫で労働組合員には月

利四分、一般からは七分をとつており  
ます。質物を置いてそういう利息がと  
られてゐる。これが庶民金融の実際の  
姿であります。すなわち庶民金融の金  
利は、銀行の金利とはまるで性質の違  
つたものなのであります。

次に、私どもの営業状況を申し上げ  
ますと、株主相互金融にありましては、  
株主に対し毎日支開まで訪れ、貸付の  
手続は一切集金人が受持ち、貸付金は  
株主の家にお届けするという完全なサ  
ービスを続けておりますので、それゆ  
ゑに焦げつきがまず第一に非常に少  
いのであります。その率は一%未満な  
のであります。また株主優待費の方は  
日歩四銭ないし五銭お渡しして、日歩  
十銭ないし十二銭でまわしてござい  
ます。集金費その他一般経費を差引き  
ますと、そこから多額の利益が出るこ  
うなことではないのであります。いわば  
少々の黒字を出して、サービス本位に  
庶民に奉仕することを念願としてい  
るのでございます。従つて経営者の多く  
は、私財を注ぎ込んで会社を育てなが  
ら、得るところの報酬はきわめて薄  
く、中流のサラリーマン以上には出  
ないのが実情なのでございます。こ  
うした私どもの営業の実際を御理解願  
いたい、かように存するのでありま  
す。

業停止の問題があり、さらに冒頭申し  
上げましたごとく、商法違反の罪に問  
われて、われ／＼の指導者大西君を  
他が相次いで検挙せられまして、業界  
はもとより、二百五十万の株主大衆の  
動揺もはなはだしくなりました。一時  
は取捨し得ざる事態に立ち至るのでは  
あるまいかと案ぜられたのであります  
が、ただいまでは、ようやく平静を持  
ち続けている状態でありまして、課税上  
の問題を初めとして、多くの問題が時  
を同じくしてわれ／＼の業界に圧迫を  
加えております。この勢いの進むと  
き、河野銀行局長さんのつぶす意思は  
ないとの言明にもかかわらず、実質的  
には違つた結果が招来されると思わ  
れるのであります。相互銀行協会の上  
山さんが昨日喝破せられました通り、  
これらすべての問題は、大蔵当局の異  
常なる強い決意に基くものとわれ／＼  
はかように考へておる次第でありま  
す。

以上に申述べましたように、株主  
相互金融は、庶民の支持と信頼に基  
き、経営者の誠実なる努力によつて、  
幾百万という国民を組織いたしました  
で、現実には零細な庶民が金融の目的の  
ために組織されてゐるこの実態は、消  
えるものではありませぬ。株主相互金  
融をたといふことができたとして  
も、この実態を消すことはできません。  
それは案をかえてまた出て来る根強い  
ものであります。そこで庶民の利益の  
ために、庶民自身がつくり上げたとい  
つてもよろしいこの株主相互金融に法  
制化の道を与える必要があるとわれわ  
れは考へております。株主相互をめぐ  
るいろ／＼の問題、ただいま世上にい  
われる弊害については、法制化によつ

て一切が解決されると信ずるものであります。せつかく庶民がつくり上げたものだから、これを生かして行こうと考えていただくならば、国民の生活にとつてどれほど幸福かわかりません。こうした場合から、私どもは今日までいろいろと国会にも陳情申し上げ、私どもの業態が一日も早く法律のわくにおいてすつきりしたものととして社会に貢献できることを、心から念願しておるといふことを一応御了承いただきたいのでございます。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。なお委員派遣の人選及び時期等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、この点も御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○千葉委員長 御異議ないようです。私に信じておられます。そうしてわが全金連——以下略して全金連と称します。全金連は、まず金融業者の連絡を密にし、金融業界と社会一般の公正なる輿論を結集して、正常なる金融の健全発達に資する。しかして中小企業者並びに庶民大衆の金融経済等に大いに寄与し、産業経済の振興に努力しようというのが目的で集まつた団体であります。会員の資格は、大阪、東京、京都、愛知、神奈川等六大都市初め、九州から北海道までの団体が集まつた団体であります。かような次第で、われわれは主としてこの目的遂行のため、大蔵省その他の方面と連絡して、もつぱら貸金業の正常発達に努力して来ているのであります。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○千葉委員長 最後にお聞きするわけですが、その前にお諮りしたいことがございます。

○千葉委員長 最後にお聞きするわけですが、その前にお諮りしたいことがございます。

この際議員派遣に関する件についてお諮りいたします。午前中の委員会におきまして、社会党の井上良二委員長より大阪陸軍造兵廠枚方製造所扱下げ問題に関する、本問題の緊急性にかんがみ、早急に実地調査を行いたい旨の御要望がありましたが、先刻の理事會におきまして協議の結果、事の重要性にかんがみ、早急に委員を現地に派遣して実地調査を行うことに決定いたしましたので、この際お諮りいたします。

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

本問題に対し衆議院規則第五十五条によりまして、現地に委員を派遣すべく議長のもとに委員派遣の申請を行う

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

の全国連合会が社団法人として認められたので、われわれは日本全国の中で、金融機関並びに貸金業たる七つの社団法人を有しておる中に含まれておるのであります。しかし大蔵省が社団法人に認められた点は、まことにわれわれの努力と、また大蔵省がわれわれ貸金業界の団体を堅実なるものとして認められたりつばな証拠である。私は信じておられます。そうしてわが全金連——以下略して全金連と称します。全金連は、まず金融業者の連絡を密にし、金融業界と社会一般の公正なる輿論を結集して、正常なる金融の健全発達に資する。しかして中小企業者並びに庶民大衆の金融経済等に大いに寄与し、産業経済の振興に努力しようというのが目的で集まつた団体であります。会員の資格は、大阪、東京、京都、愛知、神奈川等六大都市初め、九州から北海道までの団体が集まつた団体であります。かような次第で、われわれは主としてこの目的遂行のため、大蔵省その他の方面と連絡して、もつぱら貸金業の正常発達に努力して来ているのであります。

また東京都金融業組合は、その所属団体の第一の右翼団体でありまして、全国の最も模範として運営をしなければならぬ使命を持つておりますが、東京都金融業組合は、もちろん法律第七十号に定められた貸金業の届出をして、大蔵大臣の受理を受けた公正貸金業者の結成する団体であります。大蔵省やあるいは検査庁や、あるいは先年までの各大蔵委員連中が常に申されおる貸金業は、いわゆる自己資金たるべしという、その角度の者をおもなる会員として進んでおるのであります。

次に、東京都金融業組合は手形部、動産部、不動産部、信用貸部、あるいは証券部、仲介部という六つの専門部を構成して、常に毎月その業界の進化発展に努力しておるのであります。

そこでわれわれ貸金業者の資格問題に入りませんが、およそわれわれ貸金業者は、社会から比較的軽視されて来たのであります。今日大蔵大臣より社団法人として認められて、われわれにその貸金業者の公正なる発展のために、ごく数日前におきまして、第七條の示す預かり金の犯罪防止のために協力してくれという通牒を私どもの手元におきまして、私は全国連合会の名をもつて、その日に、一夜に全国にその徹底周知方を通告して、さらに東京都におきまして、即時全員に対して通知をして徹底せしめております。しかしながら貸金業者の中には、若干の事故を見る向きもござい、これが遺憾ながら貸金業界ばかりでなく、四百三十三種類の企業者のごとくが、たまに事故を起す向きもござい、ことに民主化運動にしても、イギリスの民主化は二一五年から始まりまして、今日七百三十八年をけみしております。日本の民主化はわずかに数星期であります。わが貸金業の法律は、昭和二十四年に施行されてからわずかに数年でございます。まだ十分とは申されませんが、これから組合または全金連を通じて、皆さんにその点を徹底して行きたいと思つております。

次に、貸金業界におきましては、質屋さん等、あるいは銀行等の門戸から締め出された中小企業者並びに一般庶

民大衆に対する融資を行つておるのであります。最近皆さんが新聞紙上で御存じの通り、大企業者に対しては、われわれ業界の中から融資をおるといふことを御承知願いたいと思ひます。まずわれわれは、零細なる融資とともに、庶民大衆が最もこの経済観念、企業関係において重視されておられるところの大企業者に対しても、われわれの角度から流されておる。ことに最近の情勢では、多額の、十何億という資金の中で、銀行等から融資されるのはわずかに二億、三億、十億の融資に対しては五、六億しか融資されませんが、われわれ業界から、その中の過半数の融資が注がれておる点も御含み願いたいと思ひます。ことに最近では、貸金業者のやみ金融のために、一、二大業者が倒壊しておる。このときことを新聞紙上等に見ることもござい、私には昨日あるところで、現在問題になつておるある産業者の社長並びに弁護士等の債権者會議に臨んでみましたが、社長はわれわれ債権者のごう申しております。貸金業者のために今回の衰退を見たのではない、これは数年前に株主中から重役を入れてわが方針を命じたところが、その命令と反して営業政策を誤つたために、今日の衰退に及んだんだ、責任は貸金業者にあらずと言ふ。そこで私は、ただちに東京都金融業組合と全国会長として、即時その席上におきまして、文書でそのしかるべきことでないことを立証する書類をいただきました。

かようにして、幾多の社会大衆の方から、貸金業界が社会に遺憾な事実を残しているのかごとく見られますが、現実におきましては、貸金業者

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員長 次次全国金融業団体連合会の会長篠塚長太郎君。

○篠塚参考人 私は大だいま御指名になりました社団法人全国金融業団体連合会長と東京都金融業組合の会長を兼任しております。その沿革について短時間申し上げ、次の説明に入りたいと思ひます。

社団法人全国金融業団体は、昭和十四年から誕生しまして、戦後再び昭和二十四年に改組されて新発足をしたのであります。大蔵省の認めるところによりまして、大臣より公益法人として、全国に金融機関を含めて、七つの中に含まれた社団法人の一つでございます。皆さん御存じのように、昭和二十二年十二月十三日の臨時金利調整法によつて定められた金融機関は、貯金の受入れまたは資金の融通を行うものを金融機関と称するという条件のもとに、金融機関が十四種類——銀行、保険会社、信用金庫、信用組合等十四ございますが、十四の金融機関の中で六つが社団法人になっておつて、そのあとを切り捨てて、われわれ貸金業界

が、多額の資金を授けて営業不振になつてゐるものもかなりございます。ことに債権者会議において見ますと、債権者数名に対して、しろうとがその十倍くらいの向きがしばしば戦後の債権者会議において見られるのであります。ことに先月におきまして、債権者二名に対して二十八名、債権者三名に対して三十数名というもぐり金融がひそんでおるのであります。これは、たゞいまこの会議においても、類似金融の防止点について、最も重要な見方をもつて見ていただかなくてはならないと信じます。警視庁、または国警、あるいは大蔵省財務局等におきましては、貸金業者に貸金業法の精神を徹底せしむべく指導するとともに、外にありては、貸金業外のもぐり金融撲滅のために勵心されてゐる点は、大蔵委員の皆さんと、また社会大衆の認めるところであらうと私は信ずるのであります。この点において全金連なり、東京都組合は、もつぱら年々の事業として努力しておりますが、遺憾ながら、これも全金連等は行政的な権力を持つておりません。しかし私は第一に、これらに対するもつと強い制度を、あるいはその他の方法を講じ、またはもぐり撲滅のために、全金連の事業に対して声援する方法を講じてもらいたいと思ひます。第二には、まずわれわれの資金の融資に対しては、遺憾ながら補償制度が設けられておりません。貸金業者は、資金の受入れを禁止されておりますことは、皆さんも御承知と思ひます。銀行等は預貯金の受入れを許されておりますから、比較的有利で営業することができますが、政府の方針は、貸金業者は、いずれも自己

資本たるべし、いわゆる自己資本で行動するという。貸金業法第七条で、不特定多数の者からの預貯金の受入れ並びに経済的性質を有するものの受入れを禁止されておりますが、ここで一応皆さんとともに考えなくてはならないことは、国民大衆の四百三十三種類の業者が、いろいろな形において許可、免許その他の方法で行われておりますが、消費貸借については借入れの面については何らの拘束を受けておらないのであります。しかるに貸金業者は、損害補償制度がありませんし、半面において、資金の受入れには相当の拘束を受けておるのであります。これらの点についても、何らかの低利資金の受入れ、あるいは銀行等より貸金業者に対する融資の面を、政府において考えていただきたいと私は考えております。

次に、もう一つ申し上げたいことは、銀行等の行わないところの融資面について、われわれはいつも後見役みたいなことを勤めておりますが、まず銀行等に支払ひをする中小企業者の、つなぎ資金等をわれわれが融資していきなさい。あるいは質屋等においては、質草が少くて、零細貧困者のお役に立たない資金の部面に、金融業者がそのお役に立つております。その一例を申し上げますと、質屋が、池袋方面におきましては数十人も貸金業者の届出をして、質屋よりも貸金業の方にその営業を傾けています。これは現実に社会大衆が、質屋よりも貸金業の方が相談相手にはよろしいという証拠になります。金利の点におきまして、質屋よりもはるかに日歩計算において安い。また貸付金額においても、質屋は十万円のも

のに対して三万円ないし三万五千円しか貸しませんが、貸金業は、七万円ないし七万五千円を貸し付けるといふ状態でありまして、利息の点からも、あるいは中小企業に対する融資についても、いかに貸金業者が社会の金融面に貢献しているか。

では貸金業者の融資量はどのくらいかと申しますと、全国で、自己資本金融から融資した面は、九百億に及んでおるのであります。その職業別の統計については、まさに工業が一四・一％、商業が四五％、その他に属するものが四〇・九％になつております。また銀行等金融機関と、われわれ貸金業者より融資される個人的人員の数の比率を見ますと、何と銀行等の融資は一・九、われわれの方は八・一というかなりの差を見てゐるのであります。それから、そこにわれわれの使命の重大性を感ずるとともに政府または社会大衆の方々に、貸金業者を重視する点について、特に強調しておきたいと思つてあります。

またわれわれは、次に申し上げますところを十分に考慮しております。それは業界の自衛自強と、並びに金利の引下げについて、時代の推移を感ずるとともに、逐次引下げを行きたいと業者自身が考えております。しかしながら、戦後銀行等の融資しない当時に、貸金業者以外のところから十日一割、十日二割という金利を見たり、たまたまわれわれの団体に所屬してない方を見たのであります。われわれは特に進んで金利の引下げの自由競争ということをもつてお客を吸収してあります。低いものは十一、二銭から、また

未了となりました理由は、ただ法文中に、あの指導利息と同じ数字を書き込むのがいかかという点でありまして、と同時に、あの際は国会の解散によつて、今日の貸金業の存在のままになつたのであります。いづれにしても大蔵省においては、あの指導利息を現在の事態において適切なものと考えられたと信ずるのであります。もう一つ申し上げますならば、手形、小切手法の条文中、裏書きの期限の効力等が短かくなつております。しかしてまた小切手について罰則等の強化を設ければ、皆さんは材料をかうにしても建築引が最も円滑にやられる。しかる結果国民の負担が軽減するということになりますので、ぜひこの点も考慮においてもらいたいと思つております。

以上をもつて私の説明は終了いたします。あとは御質問によつてお答えいたします。

○千葉委員長 御質疑を願ひます。

○井上委員 全国相互金融協会副理事長の宮本さんにお伺ひいたします。この株主相互金融を営む場合は、貸金業の届出を出して、大蔵大臣の受理書をもつて仕事をしておるわけですが、そういう人があなたの協会に全国でどのくらい参加をいたしておりますか。それからそういう届出なしに、いわゆる受理書なしにやつておる株主相互金融方式をとつておるものは推定どのくらいあると思ひますか。

○宮本参考人 たいだいまのお尋ねにお答えをさせていただきます。受理書を受けて、いわゆる貸金業を営んでおるものは、私どもの全国相互金融協会の傘下にありますのが百五十社でございます。

ます。なおその他、これは大体推定でございまして、私どもの協会傘下の各社が、全国的に散らばっております関係から、その出先等が調べた推定数におきましては、約九百社くらいかと存するものであります。

○井上委員　そこで、その取扱の資金量はどのくらいになっておりますか。それからこれらの各株主相互金融は優待配当というものを発行しているらしいのですが、その優待配当というのは株主に応じておられるのか、それとも月何分ということによっておられるのか、それを伺いたい。それから会社の株の売買のあつせんをし、新たに株主にならんとする者が、その株金が足らぬという場合に、日掛においてこれを集金しておられる。日掛の場合は、会社が立かえておられるか、だれが立てかえておられるか知らぬが、一応立てかえをやる、こういう形式をとっておられるように考えられますが、一体今日の株式会社法において、株主が株金を日掛において払い込むような法規的な根拠がどこかにありますか。

○宮本参考人　まず資金量でございしますが、これは推定約三百億でございします。株主の数は二百五十万を越しておるのでございします。なお優待費は、株高によるものか、月何分というのかという御質問でございしますが、この点につきましては、実は多少各社異なる場合がありますが、大体株数及び期間をあわせ考慮して、あらかじめ契約に基づいて行つておるのでございします。それから最後の一番大きな日掛の法律的な根拠というお尋ねでございしますが、これは私から一言突き進んで御説明申し上げますのでございします。株主

から日掛で株金をいただくというこの方式は、実は会社が増資をいたします場合に、私算によつて重役が引受け、その引受けた株を希望者に譲渡のあつせんをいたすのでございします。ところでそのあつせん譲渡をするに申しましても、その場合に、まず役員を希望者に譲渡いたします。その代金を会社が役員に代払いをして、貸し付けて、その貸し付けた代金を日々返済していただく、こういう形になつておるのでございします。

○井上委員　一番かんじんの点は、その二つにあるかと思つておられますが、これが今あなたの御説明では、われわれがなかなか納得が行きません。株式相互金融というものが世間からかく問題にされておられる理由は、そこにある。第一株式払込金に対して優待金を月々渡しておられる。株の配当というものは、もちろんその会社の業績にもよりますけれども、大体決算を半期に一ぺんやるといふことが普通常識になつておる。それが毎月優待金を支払つておるといふことはどういふことか。それから一体その会社が年何回の利益を上げておつて、それによつて月々の配当がこれになるから、これだけ先に渡しましよというのなら話はわかる。ところが年の利益全体をその株主に具体的に知らさずに、単に月何回ということだけで売買が行われているということでありまして、今御説明にありますが、一概に会社がいかに違ひますから、一概にこうというわけにはいかぬというお話でございしますが、それはどこにこの問題は複雑であります。説明ができない点が横たわつておるのであります。それから今の会社が新株を増資いたしました

場合、その増資した分を一応会社の重役において引受ける。そうしてその重役が持つておられるものを会社があつせんをする。会社があつせんをして新しい株主に譲渡する。譲渡したものを会社が重役の身がわりになつて、その株金を集める仕事をします。これは一体どういふことか。私がかりに株式相互金融の重役であつて、一定株を私が割当を受けて持つておる。そうすれば、私はその株を売ろうとする場合は、それが市場に出る株であるならば、当然いゆる証券業者を通すという方が普通であります。ところがあなたの方ではそうではないに、これを自分の会社が発行して、自分の会社の重役に持たしておいて、今度また会社がその株を新しい株主を見つけて来て譲り渡す。譲り渡した場合は、そこには重役と新株主との関係があつて、会社の関係にはなつていない。そうすると重役の私的な株の売買に会社がタッチしておることになつておる。

〔千葉委員長退席、内藤委員長代理着席〕  
そこで重役の持つておる株を一応会社が委託を受けて、それに対する譲渡の手数料を別にしようという、株式証券売買の業務を別にやつておるといふことに一応なつてないかと思ひます。が、そういうことで、実際は貸金業等取締法の第七条の規定を、何かここで非常に大きくばかしておられるような形勢が非常に強いと私には考えられる、すなわち貸金業等取締法第七条の規定は、「何らの名義をもつてするを問はず、これらと同様の経済的性質を有するものをいう」と、はつきり、貸金業者は預かり金をしてはならないという

裏づけに、いかなる名義をもつてするもこれと同様の経済的性質を持つものはいかぬということが規定してある。このいかぬと規定してあることを、何か非常に適当にやりをして、これは証券取引法による規定を利用して、これは証券あるから、第七条にはひつつかからぬと、または、単なる重役の株を会社があつせんをしておつて、そこには何らの余得をとつてないからであるとか、株式であるから従つて預金ではないとかいうような、株式という名前を使うことにおいて、この貸金業法第七条の規定を持ちまわつてはいないかという疑いをわれわれは持つのですが、あなたの方は解釈しませんか。

○宮本参考人　まことにうがつた御質問でございまして、恐縮でございします。この株式の操作につきましては、最も精通しているのが理事長でございまして、私どもも、もちろん知らなければなりませんけれども、その点は勉強しつゝあるものであります。ただ一点御理解願ひたいのは、昭和二十六年六月二十七日に、証券取引委員会から、増資につきまして、これは私ども協会の傘下の会社でございしますが、三千万の売出しの届出手続をとりました際に、その私どもの申し述べたおりました方法を赤裸々に書きまして、そうしてこの増資手続をとつたのでございします。そのときに証券取引委員会いたしました。これはそのかわり六箇月という日時を要しまして、その間業者は売出しを停止して苦しい中を過して参つたのでございしますが、とにもかくにも六箇月間という長時日にわたつていろいろ

る審査がありまして、その結果、これはお役所がその売出しをはつきりと認めておるのでございします。なお私どもの私算の形によります場合には、一千万円以下の場合には財務部の証券係が、それと同じ事務を代行してございします。額によつて異なるわけがございしますが、そうした公なお役所がはつきりと裏づけして、この増資手続というものが完了されておるのでございします。もしもそこにたまたま申されまして、たような疑点があり、また違法性があるといひますならば、当然これは認められなかつたであらう。そうした考えから、私どもはその当時受理を受けました方法にならざるをえまして、その受理をやつておるわけがございします。そうした点をひとつ御了解願ひたいのでございします。

それからなお優待金のことにつきまして一言申し上げますが、優待金は、私どもの解釈をいたしましては、株主のうちで借りたところの株主が、借りなかつたところの株主に對するいわゆる謝礼の意味をもつて会社が預かり、さらに借りなかつたところの株主に差上げておるものなのでございします。従つて私どもの解釈をいたしましては、この点は損失であるという建前をとつておるのでございしますが、遺憾ながらこの問題について、国税庁は、これは配当とみなすと解釈をいたしまして、これが課税を要求せられておるのでございします。この点は、私どもはもとより株主に対し、零細庶民のために、何とかこうした金融業でもつけようというように、先生方においても一段とその御考慮くださいます、われわれ零

る審査がありまして、その結果、これはお役所がその売出しをはつきりと認めておるのでございします。なお私どもの私算の形によります場合には、一千万円以下の場合には財務部の証券係が、それと同じ事務を代行してございします。額によつて異なるわけがございしますが、そうした公なお役所がはつきりと裏づけして、この増資手続というものが完了されておるのでございします。もしもそこにたまたま申されまして、たような疑点があり、また違法性があるといひますならば、当然これは認められなかつたであらう。そうした考えから、私どもはその当時受理を受けました方法にならざるをえまして、その受理をやつておるわけがございします。そうした点をひとつ御了解願ひたいのでございします。

細者のために立たんとする者にせひ御協力のほどをお願いしてやまないのて  
ごさいませ。

○井上委員 あなたの方の立証する株式譲渡の理由の理由については、一応了承いたしました。そういったしますと、あなたの方では、貸金業法による届出を出して、貸金業者としての免許を持つており、それからいまいつは、証券取引法に基く証券業者としての免許は持つておられますか。

○宮本参考人 持つておりません。  
○井上委員 持つておられなければ、それは明らかに証券取引法違反であります。それから優待金をお出しになつておる。つまり株の掛金を満株に払い込みまして、金を借りたくない人がある。一方あなたの方では、二倍から三倍の掛金に相当する金を貸すことになつておる。その借りた人の方から借りない人に謝礼を出す。これは掛金に払い込んだ相当額を貸すというのならば、またそこは堅実な営業ということも言ひ得られますが、二倍、三倍の貸出しをやつて、その金を借りた人が、その謝礼の意味で出します。その場合、いわゆる普通にいわれるお金を借りぬ場合の金利というものは、一箇月およそののくらの率になつておられますか。株券を担保にしてお借りいたしましたら、株を持つておるけれども金はいらぬという人に謝礼の意味で出しておられますその謝礼の金は、私い込み金額一株五十円として、これを百株とすると五千円ですが、そういうものに対してどのくらの率の謝礼が出されておられますか。

○宮本参考人 ただいまの優待金の点でございませ、それは日歩三銭ない

し四銭の割合でございませ。  
○井上委員 そういふことは、金を借りる人にあなたの方で、この金を借りれば日歩三銭の謝礼金を出さなければならぬぞといつて承諾を得、かつまた金を借りぬでもいい人に對しては、日歩三銭の割増し謝礼を出す、こういうことにちやんと了解を得てやられておられますか。

○宮本参考人 ただいまの点でございませ、実は私が今申し上げましたのは、そういう一つのケースを申し上げたのでございませ、現在の優待金の処理方については、はなはだこれは言ひにくいのでございませ、業者によつて非常にまち／＼なものでございませ。あるものは、映画会社であるとか、鉄道会社のバスのような気持で株主に對するバスを出しておられますが、あつたようなものと同じだといふ見解で、そうした操作をしておるのもあると聞いておられます。従いまして、經理面にまたそれが現われる場合もあるのですが、なおその株主の優待金については、先ほどのように、きちんと株主さんに了解をもつてやつておる会社があるのでございます。もちろんそういうケースをとつて主張する会社は、そのケースにならつて操作しておるわけでありませ。

○井上委員 私どもの承つておるところによりますと、金を借りる方のものよりも、株式を日掛で払い込ませて行くものに対して月何ぼの配当金がある、だからこれは有利だといふのは、あなたのところの会社組織自身が金融の金融会社にこれだけの金を預けられ

ば、何ぼの配当があるといふことで、遊金が集められておるのではないかと  
思ひませ。それでないと、どこの人や  
らわからぬ者におれの金を貸されて、  
それから今度その人からそのお礼をも  
らう、会社は単なる仲介にすぎぬ、そ  
ういふ不確実なものに金を預けませぬ  
ぞ、りくつはそうなりませう。あなた  
の方のやつておる会社なら会社が信  
用されるので、自分のたんす預金をひ  
っぱり出して、あるいは売上げの中  
から何ぼでも金を出して、そうして満  
株にしようとしておるのでしょうか。そ  
の満株になつた金がだれに貸されるか  
わからぬ、貸された者からあなたの方  
で謝礼をとつて来て貸した人に渡して  
行くといふことになつて行く。だから  
から、あなたの方になつては、何も会社  
から払うのじやなくて、借りた人から  
払うのです。それからAの人とBの人  
との間において貸し借り行われるので  
あつて、会社は全然貸し借りを行つて  
いないといふことになる。だからさう  
いふことになつて行きますから、あく  
まであなたの方の方は、やはり金を集め  
る場合に、月に何ぼの配当をするとい  
ふことでなかつたら、株の払い込みは  
成績を上げるわけには行きますまい。  
あなたの方の今説明によると、たとえ  
ば私とあなたの間で、私が預けた金をだ  
れに貸してくれるかわからぬ。信用さ  
れる人に貸してくれればいければい  
けれど、変な人に貸してくれたらお礼も  
らえぬといふことになる。そこに問題  
が伏在しておるのです。私ども  
も、これほどあなたが努力をされて、  
これだけの資金を有効に活躍されてお  
ることになつておられますから、できる

だけこれを正規な金融機関として今後  
育成するのは、他の金融機関との均  
衡や、他の経済事情、国民経済等を總  
合的に考へて、最も妥当な案を考へな  
ければなりません。割切れぬことでは  
困るのです。だからあなたの方も貸金業  
としてやつておる以上は、金融の仲介  
は、貸金業法第二条によつて仲介とい  
うことが規定してありますから、仲介を  
されてもいいのです。会社が責任を持  
つて仲介をしたら、その場合何ぼの口  
銭をもらつたらいいかといふことであ  
つて、仲介をしてはいかぬといふこと  
ではありませぬ。しかしあなたが今の  
ようなことを言つておつたら、これは  
ちよつとおかしなことです。私は、会社  
を信用して金を出す、株を払い込むの  
がほんとうだと思つておるのです。その点の  
経過をもう少しわかるように御説明を  
願ひたい。

○宮本参考人 御説明が足りなくて申  
訳ないと思ひませ、優待金は謝礼と  
いふ精神に基いて、あらかじめ会社と  
株主との契約に基いて、一切会社の責  
任でやつておられます。なおこの優待金  
につきましては、私ども協会としまし  
ては、できるだけこれも減減をはかる  
ように務めて、その点は業者が善い合  
つて善処するのでございませ、ただ  
いま先生のお説もありましたので、そ  
うした私どもの気持であることをあわ  
せて申し上げたいと思ひませ。

○井上委員 なお会社がその契約の責  
任を原則的に持つといふことは当然で  
ありませう。ただ私どもとしては、  
今あなたが説明をする理由によつて  
は、どうもそこところはつきり判  
切れておらぬ。だから、これは普通の  
権利でありますならば問題はないけれ

ども、優待金とか謝礼とかいふ言葉を  
使うとややこしい結果が生れて来  
ようと私は思ひませ。この点われ／＼  
今後大いに検討を要する問題であらう  
と思つていませ。

次に篠塚さんに伺ひませ。今日貸金  
業の認可を受けてあなたの方の協会に  
入られて、現に自己資金によらぬ資金  
をもつて金融のあつせんをやつておる  
人は、どのくらいありますか。

○篠塚参考人 東京都の貸金業者の中  
に、金融業を営むについて、自己資金  
を持たないでやるというあつせん業者  
は、現在のところ純粋なものはずか  
ら三、四十人です。あとは兼  
業で、自己資本を持つて貸付並びにあ  
つせんを兼ねておる者であります。

○井上委員 貸金業法の第二条に規定  
してあります仲介あつせんの条項を非  
常に広範囲に解釈いたしましたして、特定  
の人からある一定の金額を、あつせん  
するといふ名目で預かつて、ある会  
社、個人に貸しつける、そこで仲介の  
名前において、預かつた人には月二分  
とか三分、四分とかいふ利子を前払い  
いたしまして、預かつた元金を一月な  
り二月なり預かることを条件にして、  
二月、三月後に小切手なり株券なり、  
確実なものを本人に渡ししておく、そし  
て三月が来たらまた新しく切りかえて  
行く、こういう業態をこの第二条の規  
定を利用してやつておる業者がありま  
すか。あなたは御存じでありますか。

○篠塚参考人 申し上げませ。私は、  
その点は協会において知つておる範囲  
においてないと思ひませ。ただ  
この点を申し上げます。第二条の一項  
三号の物品の売買、運搬、管理等並び  
にこれらのあつせんをすることを業と

○井上委員 貸金業法の第二条に規定  
してあります仲介あつせんの条項を非  
常に広範囲に解釈いたしましたして、特定  
の人からある一定の金額を、あつせん  
するといふ名目で預かつて、ある会  
社、個人に貸しつける、そこで仲介の  
名前において、預かつた人には月二分  
とか三分、四分とかいふ利子を前払い  
いたしまして、預かつた元金を一月な  
り二月なり預かることを条件にして、  
二月、三月後に小切手なり株券なり、  
確実なものを本人に渡ししておく、そし  
て三月が来たらまた新しく切りかえて  
行く、こういう業態をこの第二条の規  
定を利用してやつておる業者がありま  
すか。あなたは御存じでありますか。

○篠塚参考人 申し上げませ。私は、  
その点は協会において知つておる範囲  
においてないと思ひませ。ただ  
この点を申し上げます。第二条の一項  
三号の物品の売買、運搬、管理等並び  
にこれらのあつせんをすることを業と

○井上委員 貸金業法の第二条に規定  
してあります仲介あつせんの条項を非  
常に広範囲に解釈いたしましたして、特定  
の人からある一定の金額を、あつせん  
するといふ名目で預かつて、ある会  
社、個人に貸しつける、そこで仲介の  
名前において、預かつた人には月二分  
とか三分、四分とかいふ利子を前払い  
いたしまして、預かつた元金を一月な  
り二月なり預かることを条件にして、  
二月、三月後に小切手なり株券なり、  
確実なものを本人に渡ししておく、そし  
て三月が来たらまた新しく切りかえて  
行く、こういう業態をこの第二条の規  
定を利用してやつておる業者がありま  
すか。あなたは御存じでありますか。

○井上委員 貸金業法の第二条に規定  
してあります仲介あつせんの条項を非  
常に広範囲に解釈いたしましたして、特定  
の人からある一定の金額を、あつせん  
するといふ名目で預かつて、ある会  
社、個人に貸しつける、そこで仲介の  
名前において、預かつた人には月二分  
とか三分、四分とかいふ利子を前払い  
いたしまして、預かつた元金を一月な  
り二月なり預かることを条件にして、  
二月、三月後に小切手なり株券なり、  
確実なものを本人に渡ししておく、そし  
て三月が来たらまた新しく切りかえて  
行く、こういう業態をこの第二条の規  
定を利用してやつておる業者がありま  
すか。あなたは御存じでありますか。

○篠塚参考人 申し上げませ。私は、  
その点は協会において知つておる範囲  
においてないと思ひませ。ただ  
この点を申し上げます。第二条の一項  
三号の物品の売買、運搬、管理等並び  
にこれらのあつせんをすることを業と

○井上委員 貸金業法の第二条に規定  
してあります仲介あつせんの条項を非  
常に広範囲に解釈いたしましたして、特定  
の人からある一定の金額を、あつせん  
するといふ名目で預かつて、ある会  
社、個人に貸しつける、そこで仲介の  
名前において、預かつた人には月二分  
とか三分、四分とかいふ利子を前払い  
いたしまして、預かつた元金を一月な  
り二月なり預かることを条件にして、  
二月、三月後に小切手なり株券なり、  
確実なものを本人に渡ししておく、そし  
て三月が来たらまた新しく切りかえて  
行く、こういう業態をこの第二条の規  
定を利用してやつておる業者がありま  
すか。あなたは御存じでありますか。

○篠塚参考人 申し上げませ。私は、  
その点は協会において知つておる範囲  
においてないと思ひませ。ただ  
この点を申し上げます。第二条の一項  
三号の物品の売買、運搬、管理等並び  
にこれらのあつせんをすることを業と

○井上委員 貸金業法の第二条に規定  
してあります仲介あつせんの条項を非  
常に広範囲に解釈いたしましたして、特定  
の人からある一定の金額を、あつせん  
するといふ名目で預かつて、ある会  
社、個人に貸しつける、そこで仲介の  
名前において、預かつた人には月二分  
とか三分、四分とかいふ利子を前払い  
いたしまして、預かつた元金を一月な  
り二月なり預かることを条件にして、  
二月、三月後に小切手なり株券なり、  
確実なものを本人に渡ししておく、そし  
て三月が来たらまた新しく切りかえて  
行く、こういう業態をこの第二条の規  
定を利用してやつておる業者がありま  
すか。あなたは御存じでありますか。

する者が、ほんとうの商行為に見せかけて、金融業者の所にやつかいになり、あるいは仲介業者の所にやつかいになつて金銭を借入れする、借入れしたものをさらにほかの同業者間に割引をする、かようなことは行われておるかもしれないし、またこれを逆利用して、貸金業違反を免れるために、脱法行為をもつてしようとする方々、商人たち、あるいは材料屋同士が、商行為の手形を振り出して物品の商取引をしておるかのごとく見せて、金銭貸借の違反を犯しておる者もありますが、私の貸金協会におきましては、私は聞いておりません。

○井上委員 金銭仲介をやり出す場合の仲介手数料は、法的に認められておる金額は何ぼぐらゐの割合でもらつておられますか。それから今私が指摘しましたように、預金を扱つてはならないという第七条の規定を免れるために、この仲介あつせんの業務を雇用いたしまして、現実甲の者から一定の金額を預かり、不確定な第三者にこれを金融しておる。そしてその間、借入れれた者には二分なり三分なりの月の利子を払つて、貸す方には月一割二分なり一割五分で貸しておるといふ事実があります。あなたが、あなたの方の協会にもそういうものがあつた場合、あなたは協会の責任者として、それら業者に対してどういふ処置をおとりになりますか。

○藤塚参考人 お答えします。東京都金融業組合の方におきましては、定款第四十三条の二項に、貸金業法に違反したり、あるいは組合の指導してある向きに反した行為をした者に対しては、除名処分がございます。すでに

かような者に対して、除名処分に付した者もござります。今後においても除名すべく、先般も理事会において付議してござります。率につきましては、媒介手数料にありましては、貸借金額の五分以上を越えざることというふうな規定してあるのではありません。しかし現実においては、一流手形のようなものはわずか一分もとれないで、一厘か二厘、三厘ぐらゐの向きも行われておるので、多額の資金や一流、二流の手形で、四分も五分もということはおよそないと私は考えております。

○福田(繁)委員 私は信用金庫協会の安武さんと同じかと思つて、目下私どもの委員会において、信用金庫法の一部改正法律案を審議いたしておりますので、以下数点を伺つて、その審議の過程に参考にさせていただきますかと思つております。

○安武参考人 現在監督の面におきましては、大蔵大臣の監督でありまして、その一部につきましては、財務部、局の方に移管をされておるわけでありまして、従つて現在のところは、

監督、あるいは役所の御指導面につきましては、大した支障はないと思つて、委員の各金庫側からの要望によりますと、遠隔地におきましては、たとえ認可申請を一ついただくという問題になりますと、財務部、局、それから本省というふうなことで、かなりの日数を要します。たとえば店舗を設けるというふうな場合におきまして、その店舗を設けます場合には、適当な場所なり建物なりを購入するという問題がありますので、一月も二月も認可が来ないというふうなことで、それがどこかに売れてしまふという、経済的な損失もありませんので、こうした点をもつと本省に早く進められるということとを、かねて要望しておるような次第であります。でき得るならば、これはまだ個人的な意見で、協会としてのまとまつた意見ではありませんが、せめて財務局まで、部の方をやめていただいたらどうかというふうな考へております。あるいはまた金庫によりましては、非常に資金量の多い金庫と、そうでない金庫とありますので、できれば相当大きな規模のものについては、本省の方で直轄していただくという考へが考えられたらどうかというふうな考へております。

○福田(繁)委員 先ほどのあなたのお話では、運営資金として、資金運用部の資金を非常に御希望されておる。なおまた預託金の増加ということも懸望されておられますが、現在政府預託金は、あなたの方に幾らほど行つておられますか。数字がわかつておればお示し願ひたい。

○安武参考人 三月までの数字で七十一億四千万円、さらに二回にわたつて

今年度に入りましてので九十五億四千万円、それから十三億お返ししたしまつて、八十二億二千万というのが現在の数字でございます。○福田(繁)委員 現在の八十二億に対する政府へお返しする年内の計画は、大体どういふことになつておりますか。○安武参考人 現在のところでは、全額が年内に返すことになると思ひます。○福田(繁)委員 それはやはり月割か何かになつておるのですか。○安武参考人 従来の総額六十六億に對しまして、毎月六億六千万ずつ返した分は、十月あるいは十一月に返すというふうなことで、必ずしも均等だということにはなつておりません。それから災害地につきましては、前月分の返済は免除されます。

○福田(繁)委員 この約七、八十億の預託金に對して、協会所管の全国の金庫に對して、それをどういふように配分しておられるかということ。これは非常に重要なこととなりますので、できませばこの法案審議中に一応われわれに資料として御提出願ひれば、非常にけっこうだと思ひます。

なお引續いてもう一点伺ひたいのですが、信用金庫の店舗が非常にたくさんできておるのですが、この店舗の設置に對しては、大蔵省の方で相当な制限があるのですか。○安武参考人 現在のところでは、金庫の方の申請に基きまして、それが設置してさしつかえないといひますか、適當であるということの御判断によりまして設置を見ておるようなわけでありまして、

りまして、たとえば銀行等にありますが配置転換でなければ認めないというふうな方針ではござりません。○福田(繁)委員 もう一点伺ひたいのですが、信用金庫では例の信用保証、そういうものは扱つておられますか。○安武参考人 信用保証の方は、各都道府県にござります信用保証協会によりまして保証を実施しておりますし、同じようなものでは、国の中小企業の信用保証を取扱つております。なお輸出信用保証で中小企業向けのものもあるかとと思ひますが、現在のところでは、輸出信用保証の方は取扱ひをいたしております。

○福田(繁)委員 たしかこの保証保証に關して、手数料を三分と扱つておるはずなんです、この三分というものが高いとか安いとかいふ御意見はありますか。というのは、昨日はほかの団体の方にお越し願つて、いろいろ参考意見を承つたのであります。この手数料に對する相当強い御意見があつたのであります。そこであなたたちの金庫なり、あるいは信用組合關係において、これに對する御意見があるかどうか伺ひたいと思ひます。

○安武参考人 保証協会の方の事情につきましては、よく存じませんが、国の中小企業信用保証につきましては、金融機關の担保分、あるいは業者の方が負担いたします保険料がかなり高いので、でき得ればこれの低減方を希望いたしております。○福田(繁)委員 次に、全国金融業団体連合会の藤塚さんに一点伺ひたいのですが、先ほどあなたのお話によりまして、あなたの方の融資量が九百億と

いう膨大な数字が出ていますのでありま  
すが、ひとつ最高どの程度くらい融資  
して、また最低どのくらいが出てい  
か、最高と最低を伺えば非常に参考  
になると思います。

○篠塚参考人 私が実際に帳簿を検査  
したわけはありませんが、専門部  
会、あるいはその他の組合の運営機  
関において調査したところが、最低  
は数千円くらいの小口金融もございま  
す。それから最高は、一口としては一  
千万から二千万くらいのもがありま  
すが、しかし一人の債権者が同じ債務  
者に対して融資している金額は、何口  
かで相当多額のものもございます。こ  
の程度でございます。

○福田(繁)委員 そういうような一千  
万、二千万、あるいは五千万というよ  
うに融資される場合には、やはり担保  
をとるとか、抵当権を設定するとか、  
こういうことをやられるのですか、簡  
単に手形割引とか、無担保でやられる  
のですか。

○篠塚参考人 不動産担保の場合もこ  
ざいますし、単名の手形割引で、ま  
たく無担保の場合もございます。  
○福田(繁)委員 不動産担保の場合  
は、利子を大体幾らくらいおとりにな  
られておるか、また単名手形割引の場  
合には、利子を幾らくらいおとりにな  
られておるか。

○篠塚参考人 単名手形の場合は、先  
刻申しましたように、一流の安いもの  
ですと十銭内外くらいのもございま  
す。それからなお二流、三流、四流、  
五流のまったく金融業者間でも取扱  
いのできないような下級手形において  
は、逐次利子が上つておるようござ  
います。それから不動産においても、

最低は五分ないし六分くらいから行  
われております。最高につきましては、  
一割から一割二分ないし三分くらい  
もありますが、きわめて市場性のな  
い、あるいは債務者が返済能力がな  
いかとといった場合の金融にそういう面  
があるようです。

○福田(繁)委員 もう一点。そういう  
月一割三分とか、一割五分とかいつた  
ようなことになっておる場合において  
は、いわゆる法律で定められておる日  
歩五十銭を超過するおそれがあるのじ  
やありませんか。そういう心配はあり  
ませんか。五十銭以上の利子をとつて  
おる、いわゆる法に抵触して営業をや  
つておるといような業者はございま  
せんか。

○篠塚参考人 一割ないし一割二、三  
分は三十銭くらいになっておりますか  
ら、五十銭を超過してはいないようであ  
りますし、また五十銭以上超過したと  
いうのは、およそ現在の貸金業者で  
は、多少五十銭を超過したという少し  
の利益で、心配しい／＼危険保障のな  
い、政府が損害補償を講じてくれない  
ものに、自己資本を貸すとか、あるい  
は縁故資金を借り入れた金を貸すに  
しても、今日そういう経済観念を持つた  
貸金業者はないと信じております。

○内藤委員長代理 私から宮本さん  
に、二お尋ねしたいと思っております。  
宮本さんは、全国相互金融協会副理長を  
していらつしやるのであります。宮  
本さん御自身で相互金融株式会社か何  
かを御経営していらつしやるのであ  
りますか、そのお名前をちよつとお聞か  
せただきたいと思つております。

○宮本参考人 浅草の駒形二丁目八番  
地に、株式会社家庭金庫という株主相  
互金融方式によつて会社をやつてお  
りまして、私その社長でございます。

○内藤委員長代理 それではもう一点  
お尋ねしたいのですが、先般政府は、  
四つの株式会社をい／＼と調べられ  
たようであります。あれにつきま  
して、あなたの方の業界にどうい  
う影響があつたか、率直にひとつお述べ  
いただきたいと思つております。

○宮本参考人 過般手前どもの協会傘  
下の四社が、株主からの借入金とい  
点につきまして、違法であるという断  
定を下され、営業停止にするという  
お達しがあつたわけでありまして、い  
ろ／＼御心配をいただきました。また  
御当局の寛大なる処置をいただきました  
が、実は私も業者といたしまして  
は、株主からの借入金金は、元来の解釈  
といたしましては、これは特定である  
という建前をとつて、これは元商科大  
学教授その他各界の権威者の意見も徴  
しまして、株主は特定である、こうい  
う解釈も伺つたのでございまして、が、し  
かし現在の段階におきましては、御当  
局は、株主は不特定であるという御見  
解のもとに、この四社は営業停止をす  
るぞということであつたのでございま  
す。営業停止をされましますと、私ども  
の業体は、ただ四社にとどまらず全業者  
に響くところが非常に多ございま  
す。すでにこの四社がその達しを受け  
たときに、その受けた業者の動揺、さ  
らに株主大衆の動揺というものは、非  
常に深刻なものがあつたのでございま  
して、そうした窮地に陥りまして、協  
会といいたしましては、い／＼と陳情も  
申し上げ、結果は御寛大なる御裁決を  
いただきました。その四社はもとよ  
り、他の業者も、株主は不特定である

という御当局の御見解に沿うように、  
しかもすみやかに沿うように願ひた  
しまして、去る二十五日業者約二百三  
十名から五十名くらいが集まりまし  
て、そこで宣言をさせられたわけござ  
います。なおその他、私どもがみずから  
判断し、御当局の意がここにあるだ  
らうと存じます点につきましても、そ  
れぞれ自肅の練をもつて進んでおるわ  
けでございまして。

○内藤委員長代理 今の点はわかりま  
したが、もう一点お聞きしたいので  
す。あなたのやつていらつしやる家庭  
金庫でありますか、その家庭金庫その  
ものに対して、先般来政府がい／＼と  
調べましたことについて新聞が大きく  
報道した。その報道したことにつ  
きまして、あなたの家庭金庫に、あな  
なほどのことによつてこういうふうな  
ことが現われて来たのかということ  
が、何かあつたかどうか、それを、あ  
なたは責任のお立場におありです  
か、ひとつお聞かせいただきたいと思  
います。

○宮本参考人 私ども自身の会社のこ  
とをお尋ねを受けたわけでございます  
が、私どもの方は、非常に小じんまり  
やつて、ほかの会社と若干スケールが  
違います関係もありませんが、その受け  
た影響は割方軽微であつて、その現わ  
れた面は、集金の面で多少減額いたし  
ました。しかし協会の他の社の実情を  
聞きました範囲におきましては、これ  
また相当の動揺を受けたわけござい  
ます。私どもの会社におきましては、  
そういうような実情でございまして。

○小川(豊)委員 相互金融の宮本さん  
にお尋ねしますが、あなたの方では、  
株式を持たせてあるということになつ  
ておりますね。ところが一般から聞  
くと、預金をしたと思つておる。あなた  
の方では株式である、一般は預金であ  
る、こういうような認識の相違がある  
んじゃないか、それがいろいろ問題  
を起している原因になりはしないか。  
そこで、これはたくさんあることだか  
ら、一律にお答えもできないでしょう  
が、その認識をはつきりさせておるの  
かないのか、この点をひとつ伺いた  
い。

○宮本参考人 ただいまの点にお答  
え申し上げます。協会といたしまして  
は、各会員各社に対して、努めて株主  
であるということを意識づけさせるよ  
うに努力いたしております。なおこの  
点は、新聞その他を通じても行つ  
ておりますし、また個々のお客との間  
には、必ず株主になつた、あるいは株  
券の譲渡ということ、相手様に株主  
になるということがその書類を見れば  
必ずわかるだけの状態になつておるは  
ずでございまして。さういふに協会といた  
しましてはやつておるわけでありま  
す。

○小川(豊)委員 私のお聞きしたいの  
は、言葉での認識とかなんとかとい  
うことでなく、もしこういうふうな  
あなたの方がいへんお困りになつてお  
る事態が出て来る。そうすると、一般  
のあなたの方を利用してゐる方々が、こ  
れはたいへんだというので、預金をし  
てあるのだからというので、預金を  
引下げるつもりで行くような事態が起  
つて来ると思つておるのです。そのとき  
に、あなたの方は、株式をちやんと渡して  
あるのかどうか。株式を渡してあると  
いうならば、あなたの方の傘下の会社  
がどうなるうとも、それは株式を持つた

ておりますね。ところが一般から聞  
くと、預金をしたと思つておる。あなた  
の方では株式である、一般は預金であ  
る、こういうような認識の相違がある  
んじゃないか、それがいろいろ問題  
を起している原因になりはしないか。  
そこで、これはたくさんあることだか  
ら、一律にお答えもできないでしょう  
が、その認識をはつきりさせておるの  
かないのか、この点をひとつ伺いた  
い。

んだから、損害は本人が負担すべきで、問題は、社会問題としては別の角度に立つけれども、しかし預金のような認識に立つておつた場合は、これはだまし討ちにしたということになるので、その点をよくお聞きしたい。

○宮本参考人 株券は渡してあります。それを建前としております。それから先ほど申し上げましたように、どこまでも株主であるという認識を持たせるように努めておるのでございます。

○小川(豊)委員 それからもう一点は、先ほど委員長のお答えになつた中で、あなたの方では、株主は特定であるという主張をなさつていたらしいですね。そうすると、それが何か当局からのあれで、不特定であるというのを認めたというあなたの答弁を聞いたんですが、不特定ということを確認したんですか。

○宮本参考人 ただいまの御質問でございますが、株主は特定か不特定かという問題は、これは三年以来実は疑義を持ちまして、外部の方の意向も伺つておつたのでありますが、常に疑問であるということでは、はつきりした見通しがなかつた。私ももそうした関係から、この線をはつきりさせなければならぬということで、学者の方にいろいろ意見を聞いて、二、三の先生方は一致して、株主というものはその会社の特定人である、こういう解釈が成り立つということを実は言われたので、従つて私どもの解釈としては、どこまでも特定だと信じてはおりますけれども、しかし現在御当局が違法である、株主は不特定である、こういう解釈をはつきりされて、私も業者

に通達があつたわけでありまして。してみますれば、その解釈は後日の問題で、またこれは学者がきわめる筋のものでございます。私も業者といつたしましては、既存の法律、しかもそれに對して行政の任に當つておられる方の処置に對しては、一応違法しなければならぬ。それがほかの普通の商売ならいざ知らず、金融を業とし、しかも世間から何かといわれておるぐらゐ実質的には信用業務に近いような性格を持つております関係で、でき得る限り世間に刺激を与えないように、また御当局の解釈には従つて考えればこれは可能である。そういう点を考えまして、私どもの協会としては、どこまでもこの際すみやかにそうした線になるように、実は申合せもした次第でございます。

○佐藤(觀)委員 篠塚さんにちよつとお尋ねしたいのですが、きのう大蔵大臣に質問しましたところ、今度不渡り手形が非常にたくさん出たのは、非常に高い金利でやつた、成規のルートの銀行の金でなくて、金貸業が金を貸しておつたので、そのために不渡り手形がたくさん出てる、こういう御意見がありました。あなたの方の関係者の中で、不渡り手形と関連のある業者が相当あるのをご存じですか、ちよつと御説明願ひたいのです。

○篠塚参考人 申し上げます。その点につきましても、東京都金融業組合では、目下再建保全協力会というもので、不渡り手形整理対策研究会をやつております。それで往復はがき等で、目下業界の中で何人くらい債権者があるか、通知を出して求めておりますので、これに對しては、いまだはつきりし

た線は出ておりませんが、きのうの状態ではまだはつきりしておりません。近いうちに明らかに数字がわかつて来ると思ひます。それから金利の点でございますが、なるほど利息制限法、明治十年のあれから見たりすると、きわめて高いかもしれませんが、先刻からしばしばお答えするように、一流手形でありまして十銭ないし十何銭の金利でありまして、そんなに業界では高いとは考えておりません。また民法九十條の公序良俗に反するという数字では絶対ないのでありまして、これはお答えしておきます。

それからもう一つ、それに関連して申し上げておきますが、やみ金融ということですが、これは質屋業とか、銀行業と同じように、貸金業という天下の法律でつづばにわれわれの職業を定めてくれました。われわれはやみ金融でなくして、貸金業でございますから、これまた皆さんよろしくお願ひいたします。

○佐藤(觀)委員 もう一つお伺ひしたいのですが、先ほど大口の金を一千万円とか一千万円とか貸しておられるというのを聞きまして、そういうのはどういふ担保をとられ、またそういうのはどういふ可能性があるかということとおかしのですが、確実にそういうところが今まで円滑に行われておるかどうかが、とられなかつた場合にはどういふような処置をとられるか、これをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○篠塚参考人 お答えします。およそ一千万にしても二千万にしても、貸金業が最初からほんんと一千万、二千万はなか／＼貸さないと思ひます。やは

り皆さんが娘さんをお持ちになつたら、十三、五才の方が太平洋の沿岸をちよ／＼泳いで、安心感を持つてからだん／＼深い所へ泳いで行く、こういうようなぐあいに、貸金業者も百万なり二百万を周旋屋にあつせんされて貸してみても、安心をしてからだん／＼大きな金額になつて、ほんんと命を捨てることがあるのでございます。これをお答えしておきます。

○黒金委員 宮本さんばかり質問が多くて、はなはだ恐縮であります。ちよつと伺つておきます。税の問題にいたしましても、それから株の問題にいたしましても、大分長い間各方面で問題になつておつて、それが最近になりましたにわかには解決されておる。しかもそれが相当古いときにまでさかのぼつて問題になつておるやに聞いておるので、この間に協会として税あるいは金融関係の御当局と相當に御折衝があり、いろいろと皆様の御趣旨、あるいは言わんと欲せられるところが十分に風されたものであるか、それともそういうこともなく過ぎたものであるか、その点をちよつとお尋ねしたい。

○宮本参考人 国税庁に對しまして、実は優待金その他の点につきまして、長い間陳情もいたして来たのでございまして、その間に個々の会社にいろいろと決定通知などが参りまして、この点についてはなお折衝を続けております。ただ、この三月の月にはなでありませうか、協会といたしましては、代表者が折衝に行つて、いろいろと御懇談もし、お願ひもしておりましたし、当然結論が出た場合には、陳情もしておりますので、われ／＼業者にお話があつてしかるべきではないかと思つておつ

たところが、仄聞いたしますに、すでに決定した、しかも徴収するという命令が出された。しかもこれはある地域におきましては、職務署からさたがあつたといひ、またその業者がそれを確めるために国税庁の方へ問い合わせますと、そんなはずはないというふうなトラブルもあつたやうでございます。それがはたしてどうなつたのかという点は、仄聞するだけであつて、まだはつきりしたお答えは実は協会としては承つておらない実情でございます。

○黒金委員 先週末でありますか、相當に嚴重な警告が出まして、今度問題になりまして会社その他一般に對しまして、資金の受入れについて今後改善の計画を立てる、そうしてその計画を認可を受けなさい、それでよければやつて行かせるし、それでどうしてもだめな場合には、営業免許の停止をすると言つたというようなお話に伺つております。しかしその期間というものは別に定めがないというように聞いておりますが、皆さん傘下におられます方は、大体どの程度の時間の間に政府当局が考へておられるやうな、いわゆる正常な状態を持つて行かれると思つておられるか、各社いろいろ御事情もありませんし、大体のめどをお教へ願ひます。

○宮本参考人 ただいまの四社の件につきまして申し上げますが、別に期間の定めがあるとは聞いておりませんが、私も、すみやかに善処するように私も協会の幹部の者も指導しております。なおそれ／＼の社は、その線に沿つて、ただいまの事業計画書ですか、当局よりのおさしず通り動いておるよ





う。これによつて協会の幹部は別として、一般の第一線の業者、それは一応安心して営業していたのではないかと、私どもには想像できるのですが、それが重ねて同じ大蔵当局から、そういうつた、かわつた御指示があつたということになると、もちろん最近の意見の方が正しいから、修正されたものではあろうけれども、それについての業界の政府に対する信用——銀行局長がせつかくこの委員会で、銀行業法にも貸金業法にも違反してないと言つた。これは一応調べた上でもちろん言つてい

るに違いない。にもかかわらず、最近そういうつたことをまた言い出したということについて、政府に対する不信用——というと語弊があるかもしれないが、一種の不安というか、今後営業を継続する上においての一種の不安を感じているというようなことはないですか。

○宮本参考人 恐れ入りますが、要旨をもう一度……。

○宮原委員 同じ大蔵当局が三月四日にああいう言明をして、最近また今の相互金融の業務の経営の仕方、特定の株主から借入金をするのは違法だ、こういうつたようなことを言い出した。こういうことになると、今後また何を言

い出すかわからぬ、こういう不安はないのですか。

○宮本参考人 実は三月四日の大蔵委員会の席上での河野銀行局長さんのお話の中では、株主が不特定であるとかいうような点について触れてなかつたようでございます。その後において、

聞くところによりますと、その他の官庁の連絡協議会か何かがあつて、その結論が出たというように聞いておりますが、そういう関係で、私どももそう

した御当局の結論が出たことによつて、その面に向つて自粛して行こう、こういうわけでございまして、決してそこには矛盾はないと思ひます。

○内藤委員長代理 ほかに御質疑はありませんか——ほかに御質疑もないようでありますから、以上をもちまして

参考人からの意見の聴取を終ります。参考人の皆様に一言お礼を申し上げます。長時間にわたりまして、いろいろと有益な御意見を開陳ください、本委員会の議案審査に多大の参考となりましたことを、厚くお礼申し上げます。

次会は明三日午前十時より開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会